

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇ほか607名

被告 長崎県外1名

平成29年8月31日

## 原告ら第1準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

### 第1 はじめに一本準備書面の構成

1 本件訴訟は、原告らの、特に地権者の人格権等を侵害する工事の差し止めを求める裁判である。

別途述べるように、本件工事により、原告ら、特に地権者が被る被害は、極めて甚大なものである。かかる重大な被害を与える工事は、たとえ正当なものであっても許されない。ましてや、その工事が、本来必要のない工事である場合にはなおさらである。

2 本件工事は、被告ら自身も認めるように、石木ダム事業の一環としてなされている。したがって、石木ダム事業自体が違法であれば、本件工事も当然に違法である。違法な工事によって権利が侵害される以上、差し止めが認められるべきこととは言うまでもない。

ところで、石木ダム事業は、治水、利水両方において、必要不可欠なものであることを理由に、推進されてきた。したがって、治水か利水のどちらか一つでも、

「その必要性が全くない」ものであることが明らかになった場合、違法となる、全く必要もない事業に税金を投じることは絶対に許されないからである。

- 3 そこで、本準備書面では、石木ダム事業の利水面において、その必要性が全くないことを明らかにする。

具体的には、石木ダム事業計画が当初の計画から40年以上もの間廃止されることなく維持され続けてきた根拠の大きな要因である佐世保市の水需要予測が、いつの時代の予測においても、いずれも恣意的な数字合わせが行われてきた結果であること、したがって本件認可の基礎となっている平成24年度予測も、実態を反映していないねつ造された数値に基づくものであることを、詳細に検討し明らかにするものである。その中で、適宜、被告佐世保市の答弁書に対する反論を述べる。

- 4 石木ダム建設計画は、「すぐにも実現不可欠」とされながら、実際には計画されてから40年以上にわたって放置されてきた。したがって、「そもそも建設の必要性はないのではないか」ということがたびたび問題となった。そのため、節目節目に被告長崎県及び被告佐世保市は、佐世保市の水需要予測を「再検討」し、「それでも石木ダムは不可欠である」旨の宣伝を行ってきた。

しかし佐世保市の過去の各水需要予測は、当該予測を再検討するたびに、実績値との乖離が大きく、毎回のごとく見直しを迫られることになった。見直す際には、前回の予測で、実績値とかい離した部分をおざなりに修正したうえで、新たな「需要」を「掘り起こし」、「それでも石木ダムは必要である」と強弁するものとなっている。

したがって、佐世保市が過去行ってきた再評価において、そこで算出された数値は、いずれもそのときどきに使えるような考慮要素を無理やり捻り出しているものであり、水需要予測の算出基準として一貫性を欠いているうえに、合理性に欠けている。

まさしく、いずれの予測においても、「石木ダム建設をする」という結果ありきの判断が前提となっており、結果から逆算した必要性がねつ造されているのである。

5 本件訴訟で被告佐世保市も主張するところであるが、佐世保市の利水需要予測は、おおむね、以下のような内容である。項目を考慮して決定されている。

すなわち、

(1) 佐世保市民の生活用水を予測

(2) 生活用水以外を予測

その中には

ア 業務・営業用用水

イ 工場用水

等が主として予測されている。

(3) 中水道(トイレの処理水に再処理水を利用するなど上水道を利用しない水。したがって一種の「水源」であり、水需要から控除されるもの)を予測

(4) 上記(1)と(2)を足したもののから(3)を控除した「有収水量」を予測。

(5) 「有収率」を設定。有収水量を有収率で割った「一日平均給水量」を予測。

(6) 「負荷率」を設定。一日平均給水量を負荷率で割った「一日最大給水量」を予測。

である。

(7) なおダムの規模は、被告佐世保市によると、この一日最大給水量にさらに10パーセントの安全率(本書面では「利用量率」と表現する)を考慮し、そこから「保有水源量」を控除して決定するということである。

6 本件事業の前提となっている「佐世保市第9企画庁事業平成24年度再評価 水需要予測資料」(甲B第1号証)(以下単に「平成24年水需要予測」という)の具体的内容は、次のとおりである。

(1) 水需要予測

ア 生活用水需要予測

(ア) 人口予測

実績値(平成 23 年。以下特に注釈がない場合は同じ)が 226,821 人であるところ、予測値(平成 36 年。以下特に注釈がない場合は同じ)では、209,119 人となり 0.92 倍(-0.08)としている。

(イ) 原単位 (一人一日当りの使用量) 予測

一人一日当りの使用量を、実績値が 189ℓ/日であるにもかかわらず、予測値を 207ℓ/日として、1.1 倍を想定している。

(ウ) その結果、必要量は、実績値の 42,884m<sup>3</sup>/日に対して、予測値でもほぼ同量の 43,290m<sup>3</sup>/日としている。

平成24年予測(実績H23、目標H36)			
生活用水	実績	予測	比較
給水人口	226,821	209,119	92%
原単位	189	207	110%
生活用水量	42,884	43,290	101%

イ 業務・営業用水需要予測

(ア) 大口需要

実績値が 2,783m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 5,643m<sup>3</sup>/日と、2 倍に予測している。

(イ) 小口需要

実績値が 14,703m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 17,259m<sup>3</sup>/日と、1.18 倍を想定している。

(ウ) 小佐々地区

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を 321m<sup>3</sup>/日を想定している。

(エ) 総合計

その結果、業務・営業用水は、実績値の 17,486m<sup>3</sup>/日に対して、予測値

では 23,323m<sup>3</sup>/日と、1.33 倍を想定している。

平成24年予測(実績H23、目標H36)				
業務・営業用水		実績	予測	比較
大口	自衛隊	1,138	1955	172%
	米軍	1,645	2,279	139%
	専用水道	0	1,179	
	給食センター	0	230	
	合計	2,783	5,643	203%
小口	合計	14,703	17,359	118%
小佐々地区	合計	0	321	
総合計		17,486	23,323	133%

#### ウ 工場用水需要予測

##### (ア) 大口需要

実績値が 1,166m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 7,071m<sup>3</sup>/日と、実に 6 倍にも予測している。

##### (イ) 小口実績値が 724m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 1,114m<sup>3</sup>/日と、1.54 倍を想定している。

##### (ウ) 小佐々地区

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を 794m<sup>3</sup>/日を想定している。

##### (エ) 総合計

その結果、工場用水は、実績値の 1,890m<sup>3</sup>/日に対して、予測値では 8,979 m<sup>3</sup>/日と、なんと 4.7 倍にも増加すると想定している。

平成24年予測(実績H23、目標H36)				
工業用水		実績	予測	比較
大口	SSK	1,166	5,691	488%
	水産加工団地	0	770	
	テクノパーク	0	400	
	つくも苑	0	210	
	合計	1,166	7,071	606%
小口	合計	724	1,114	154%
小佐々地区	合計		794	
総合計	小計	1,890	8,979	475%

(2) 中水道

平成 19 年水需要予測では 500 トン/日としていたものを、150 トン/日に減らしている。

(3) 有収率 実績値 87.6%に対し、予測値（目標値）を 89.2%としている。

(4) 一日平均給水量

以上の結果、一日給水平均量について、実績値が 71,153m<sup>3</sup>/日であるところ、予測値を 84,685m<sup>3</sup>/日と、1.19 倍を想定している。

(5) 負荷率

実績値が 88.7 パーセントであるところ、予測値を 80.3 パーセントと極めて低く設定している。

(6) 一日最大給水量

実績値 80,240m<sup>3</sup>/日であるところを 1.31 倍の 105,461m<sup>3</sup>/日としている。

(7) 利用量率

実績値が 97 パーセント前後であるのに対し、90.14 パーセントと、これも極めて低く設定している。なお被告は「安全率」と表現するが、「利用量率」の方が適切であるので、原告らはそう表記する。

(8) 必要水源量

平成 36 年度の必要水源量を 117,000m<sup>3</sup>/日としている。

7 保有水源評価

また、平成 24 年水需要予測の内容ではないが、利水面における石木ダムの必要容量を計算するのに不可欠な、保有水源の評価は次のとおりである。

(1) 保有水源

全保有水源量を 105,500m<sup>3</sup>/日としているところ、一部を「不安定水源であるから評価できない」として排除して、77,000m<sup>3</sup>/日に減らしている。

(2) 小佐々町

実績値が 4,000m<sup>3</sup>/日であるにもかかわらず、「まったくなくなる」としている。

(3) 新規水源

前項で述べたとおり、必要水源は 117,000m<sup>3</sup>/日であるのに対し、本稿で述べたように保有水源は、77,000 m<sup>3</sup>/日であることから、不足分 40,000m<sup>3</sup>/日を石木ダムに求めるとしている。

8 前項の計算過程から明らかなように、石木ダムの必要性を捻り出すには、

- ① 生活用水や業務・営業用水、工場用水等の水需要を多く見積もること、
- ② 中水道の利用量を減らすこと
- ③ 有収率や負荷率を低く設定すること
- ④ 利用量率を高く設定すること
- ⑤ 保有水源を少なく見積もること

等の手法に集約される。これから見ていくように、佐世保市は、様々なテクニック・トリックを駆使して、見事なまでに、毎回毎回、「石木ダム建設が不可欠となる水需要」を作り出してきている。

9 前記のように、本件事業計画においては、被告佐世保市は、「平成 36 年度の佐世保市の一日最大給水量は 117,000 m<sup>3</sup>/日と予測されるが、水源は 77,000 m<sup>3</sup>/日しか確保できないので、新規開発水量 40,000 m<sup>3</sup>/日を石木ダム建設によって確保することが不可欠」と説明する。

しかし、これから詳しく見ていくように、この主張は全くのでたらめであり、これまでの各水需要予測同様、先に結論があるのである。

この点、平成 12 年需要予測時に行われた委員会(平成 11 年 12 月 13 日開催)で、当時の佐世保市水道局長が、「将来の需要予測をするときの基準として『15 年長くても 20 年後を見て計画しなさい』となっている。それより先の需要は、ハッキリ

言って見えない。10年先を過去の傾向を捉えて伸ばすことはどうでもできる。予測手法はいくらでもあるのでできる。」(甲B第9号証p5)と述べているとおり、佐世保市や事業者において需要予測は「どうとでもできる」代物なのである。

10 以下では、「第2 内容を検討するまでもなく平成24年水需要予測はでたらめであること」として、過去数回にわたって行われてきた水需要予測の数値を摘示し、比較したうえで、いかに結果ありきの数字合わせが行われてきたか、したがって、本件事業の基礎となっている現在の佐世保市水需要予測(甲B第1号証)は、その内容を検討するまでもなく適当に作られたものであることを明らかにする。

その後、「第3 内容を検討してもやはり平成24年水需要予測はでたらめであること」として、実際に甲B第1号証の内容を検討するが、まさしくその通りに、何ら根拠のない「予測」を適当に立てていることがおのずと明らかになっている。現在の佐世保市の水需要予測は、徹頭徹尾全くのでたらめなのである。

さらに「第4 不安定水源について」で、特に慣行水利権を不安定水源として、保有水源から外している佐世保市および被告の欺瞞を明らかにする。

このようにして、少なくとも利水面については、石木ダムが不要であることを明らかにする。

「被告佐世保市の答弁書に対する認否」は、上記第3、第4の中で、適宜行う。

第2 内容を検討するまでもなく平成24年水需要予測はでたらめであること

1 はじめに

(1) この「第2」においては、これまでの佐世保市の過去の各水需要予測の比較を行うことで、結果ありきの数字合わせが行われてきたことを明らかにする。

(2) 以下で論じる**佐世保市の水需要予測**は下記の資料を用いる。

① 昭和50年頃作成

長崎県が、昭和50年の川棚議会に提出した「佐世保市の上水道計画について」



(甲 B 第 10 号証)

なお、昭和 51 年 1 月 22 日頃作成 佐世保市水道事業変更許可申請書(甲 B 第 11 号証)について適宜言及する。

② 昭和 56 年頃作成

「佐世保市の水事情」(甲 B 第 12 号証)

③ 平成 12 年 10 月頃作成

「佐世保市水道事業変更認可(平成 12 年 10 月 25 日認可)(甲 B 第 13 号証)

④ 平成 16 年 9 月 30 日頃作成

「平成 16 年度佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会資料<水需要予測の比較検討>」(甲 B 第 14 号証)

⑤ 平成 19 年 10 月 10 日頃作成

「佐世保市水道施設整備事業再評価第 1 回委員会資料 4.水需要予測結果」(甲 B 第 3 号証) 平成 24 年頃作成

⑥ 佐世保市第 9 企画庁事業平成 24 年度再評価 水需要予測資料」(甲 B 第 1 号証)

本件事業計画は、最後の⑥を前提としている。

いずれも以下では単に「昭和/平成〇〇年水需要予測」と略記する。

(3) また、以下で論じる「佐世保市の保有水源」は下記の資料を用いる。

i 前記甲 B 第 10 号証

ii 平成 7 年 11 月 佐世保市水道局作成

佐世保市水道白書 (甲 B 第 15 号証)

iii 平成 11 年頃作成

「佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会 委員会説明資料」(B 第 16 号証)

iv 平成 19 年 10 月 10 日佐世保市水道局作成

「佐世保市水道施設整備事業再評価 第 1 回委員会資料」(甲 B 第 17 号証)

- (4) なお、次項 2 においては、各予測をその前に作成された予測と比較して、問題点を明らかにする。

また 3 項においては、予測項目ごとに、各予測と比較して問題点を明らかにする。

両者においては類似の記載となる場合もあるが、これまでの被告佐世保市の予測のでたらめさを明らかにするため、あえて重複を辞さないこととする。

- (5) 本件処分場面末尾に、「各予測の比較一覧表」及び「水源の変遷一覧表」を添付している。

以下では、必要な限度で表を掲載していくが、末尾添付一覧表を見ると、「歴史の変遷」が一目でわかるので、適宜参照いただきたい。

2 各予測について

- (1) 昭和 50 年水需要予測について

ア 本件事業のかなり初期段階の昭和 50 年に、川棚町議会に「石木ダム建設の必要性を訴える」ために提出されたはずのものが、甲 B 第 10 号証である。

昭和 50 年水需要予測 (目標年度 S60)		実績 (S49)	伸び率	
生活用水		126,300	81,500	155%
業務・営業用水	駐留軍等	5,000	6,400	78%
	鉄道船舶	700	700	100%
工場用水	佐世保重工業	7,400	7,400	100%
	針尾等	22,000	0	
一日最大給水量		161,400	96,000	168%

イ まず、昭和 50 年水需要予測では、昭和 49 年度の「生活用水」の実績 81,500 m<sup>3</sup>/日に対して、昭和 60 年水需要予測を 126,300 m<sup>3</sup>/日と、実に 1.5 倍に見積もっている。このような予測が全くいい加減であることは明らかである。

ウ 同様に、おそらく新規水需要と思われる「針尾・崎辺用水」を 22,000 m<sup>3</sup>/日としており、これもまた「新規」であることをいいことに適当な数値を挙げている。

エ ただ、興味深いことに、「駐留軍・自衛隊」「鉄道・船舶用水」「佐世保重工業」などは、昭和 49 年の実績と、昭和 60 年の予測が、ほぼ一致(駐留軍等に関してはむしろ減少)していることである。

これが意味することはただ一つである。「生活用水や針尾・崎辺用水で、石木ダム建設に必要な数字(161,400 m<sup>3</sup>/日)は十分に『作り出せた』から、それ以外の水需要は、わざわざねつ造しなくて済んだ」ということである。

同様のことは、保有水源にも言える。昭和 50 年水需要予測では、保有水源である「既設水源」を 111,000 m<sup>3</sup>/日としている(甲 B 第 10 号証)。本件で問題となる「不安定水源」などどこにも出てこない。なぜならば、上記過大な水需要予測のおかげで、現に今使っている既設水源をそのまま維持しても、十分に「石木ダムで供給すべき水量 60,000 m<sup>3</sup>/日」が算出できるからである。

オ ありていに言えば、昭和 50 年水需要予測は、要するに、保有水源が 111,000 m<sup>3</sup>/日であることおよび、石木ダムから供給してもらわなければならない必要量が 60,000 m<sup>3</sup>/日であることを前提に、水需要 161,400 m<sup>3</sup>/日を作出したということであり、そのことは明らかである。

カ なお付言するに、昭和 50 年頃は「公共工事絶対時代」であったためであろうが、昭和 50 年水需要予測は、明らかに根拠のない過大な水需要予測である。

それは甲 B 第 11 号証から明らかであり、人口がどんどん伸びていくことだけを前提にしている。ここには、「佐世保市民の水不足」などはおくびにも出

てこない。ただひたすら、人口が伸び、企業が増え、産業が発展し、町が拡大「していくはず」との浅はかな見通しで塗りつぶされている。

もしこの計画がそのまま実現したならば、現在の佐世保市民はとんでもない負の財産を有し、借金の重荷に苦しんでいたはずである。今考えると空恐ろしい限りである。そうならなかったのは、当時の地権者らが反対してくれたからであり、佐世保市民は彼らに決して足を向けては寝られない。

同じことは、その後の石木ダム建設計画にも言えることで、これから見ていくように、佐世保市はいつでも、常に過大な水需要予測を立て、そしてそれを下方修正してきている。この間にも石木ダム建設が実現していたら、どの段階であっても、過剰な規模のダムができたことになり、やはり佐世保市民は重い借金の苛まれたであろう。その点でもずっと反対を続けた地権者ら(その大部分は現在の 13 世帯であるが)に感謝すべきであろう。

そしてそれは、現在の平成 24 年水需要予測にも当てはまる。本件事業は、単に地権者の人権や人生、あるいは人間性そのものを奪い去るだけではなく、佐世保市民に無駄な負担を強いるものでもあることを、決して見過ごしてはならない。

## (2) 昭和 56 年水需要予測

ア その約 5 年後に作成されているのが昭和 56 年水需要予測である(甲 B 第 12 号証。なお、末尾一覧表は「給水人口及び給水量の推定」をもとにしている)。

これについては、項目が必ずしも完全に一致していないので、昭和 50 年水需要予測と単純には比較できないが、ほぼ内容的には同じであると思われる(一日最大給水量が 5,000 m<sup>3</sup>/日減少している程度)。

少なくとも昭和 51 年頃に作成された甲 B 第 11 号証とほぼ同じである。

昭和 56 年水需要予測(目標年度 S65)		実績(S55)	伸び率	
生活用水	給水人口	247,000	235,438	105%

	原単位	378	276	137%
	必要量	93,310	64,921	144%
業務・営業用水	自衛隊	3,600	1,622	222%
	米軍	910	763	119%
	鉄道船舶	420	396	106%
	船舶	380	179	212%
	公衆浴場	330	344	96%
	小計	5,640	3,304	171%
工場用水	SSK	4,450	3,657	122%
	針尾等	22,000	0	
	小計	26,450	3,657	723%
一日最大給水量		156,750	90,273	174%

イ 甲 B 第 12 号証で注目すべきことは、甲 B 第 11 号証では問題とされていなかった「渇水対策」が強調されていることである(1 枚目の 2 項, 3 項)。

昭和 50 年以降, ずっと一日最大給水量が減少していく中(甲 B 第 11 号証「給水人口及び給水量の推定」参照), 予測に対する批判等が生じたことから, 渇水対策を強調し始めたものと思われる。

この甲 B 第 11 号証と同 12 号証を見比べれば, もともとは, 佐世保市が人口増大することを前提に石木ダム計画が立てられており, その前提が崩れ始めたときに, 石木ダム計画を見直すのではなくて, 「別の理由をつけて維持しようとした」ことが分かる。この時点で, すでに, 「先に結論ありき」の事業であったのである。

### (3) 平成 12 年水需要予測

ア その後相当な時間が計画したのちに作成されたのが、平成 12 年水需要予測である(甲 B 第 13 号証。なお、末尾一覧表は p4, p30 および p23～p25 をもとにしている)(もちろん、この間にもいくつも「水需要予測」が創出されたかもしれないが、原告らが資料として有しているものは平成 12 年水需要予測のみであるので、これを論じる。被告にこの間の資料を提出いただければ、本準備書面で述べる原告らの主張は、さらに緻密なものとなるはずである)。

平成 12 年水需要予測(目標年度 H29)			実績 (H9)	伸び率	S56 年水需要予測	
生活用水	給水人口	238,281	234,045	102%	給水人口	247,000
	原単位	255	192	133%	原単位	378
	必要量	60,762	44,937	135%	必要量	93,310
業務・営業用水	自衛隊	1,700	1,471	116%	自衛隊	3,600
	米軍	2,787	2,025	138%	米軍	910
	ハウステンボス	4,500	1,263	356%	鉄道船舶	420
	新相浦魚市場	568	0		船舶	380
	駅周辺	285	0		公衆浴場	330
	国際大学	63	0			
	文化ホール	285	0			
	ポートルネッサンス	330	0			
	小口	17,800	16,201	110%		
	小計	28,318	20,960	135%	小計	5,640
工場用水	大口	2,200	1,864	118%	SSK	4,450
	テクノパーク	2,000	0		針尾等	22,000
	新佐世保工業団地	920	0			

	小口	1,859	1,037	179%		
	小計	6,979	2,901	241%	小計	26,450
一日最大給水量		130,391	96,431	135%		156,750

#### イ 昭和 56 年水需要予測との比較

まず、項目が一致するものについて昭和 56 年水需要予測と比較してみる。

(ア) 目立つのは、生活用水が 30,000 m<sup>3</sup>/日以上も減少していることである。

工場用水も、20,000 m<sup>3</sup>/日以上減少している。

そうだとすると、最後の一日最大給水量も 50,000 m<sup>3</sup>/日減少していか  
るべきであるが、実際には 25,000 m<sup>3</sup>/日しか減少していない。

(イ) 上記表からわかる原因の一つは、「業務用水」が 20,000 m<sup>3</sup>/日以上増えて  
いることである。ここを増やすために、昭和 56 年水需要予測には記載がな  
かった事細かな需要を必死で作り出している。

(ウ) そうだとしても、ともかく、平成 12 年水需要予測においては、佐世保市  
といえども、昭和 56 年水需要予測と比較して、一日最大給水量が 25,000  
m<sup>3</sup>/日減少している。とすると、石木ダムから供給されるべき水量もそれだ  
け減少しなければならないはずだが、実際には、平成 12 年水需要予測に基  
づいてもなお、石木ダムから佐世保市の利水に供給されるべき水量は  
60,000 m<sup>3</sup>/日とされている。

これにはあきれ果てるテクニックが使われている。「不安定水源」である。  
次項で詳しく述べる

#### ウ 保有水源の操作

(ア) 末尾の「水源の変遷一覧表」をご覧ください。

先に述べたように昭和 50 年時点では、非常に「おおらかに」すべての保

有水源 111,000 m<sup>3</sup>/日を昭和 60 年時点でも保有し、かつ利用(給水)しているという前提で記載している。

- (イ) ところが、平成 7 年になると、まず、安定供給されていたはずの各ダム  
の取水量を大きく減少させている(甲 B 第 15 号証 p2~3 参照)。この時初めて(正確に言えば、原告らが所持する資料で見ると、この時初めて)「安定水源」「不安定水源」の言葉が出てくるのであるが、平成 7 年で「安定水源」は 82,500 m<sup>3</sup>/日とされている。

すると約 30,000 m<sup>3</sup>/日が足りなくなるが、それを補うものとして「不安定水源」34,400 m<sup>3</sup>/日が掲げられている。

- (ウ) この不安定水源の中に、突如として「慣行水利権」18,000 m<sup>3</sup>/日が記載されている。しかし、慣行水利権は、その言葉が示すように(正確な法概念についてはのちに詳しく論じるが、言葉自体から法律家であれば以下のことは当然に理解できるはずである)、「ずっと前から、継続的に利用されていたもの」のはずである。そうすると、「突然慣行水利権が存在し始める」はずはない。したがって、「従来許可水利権」とされていたものの一部を「慣行水利権」と称するようになったのではないかと推測できる。

- (エ) この時、なぜ、「安定水源」という言葉を用いるようになり、かつ、安定水源を 82,500 m<sup>3</sup>/日としたのであろうか。

実はその答えは、原告らには、容易に推測がつく。

この平成 7 年時点で、佐世保市が予測していた「将来の一日最大給水量が 140,000 m<sup>3</sup>/日程度であったから」のはずである。その場合、昭和 56 年水需要予測のままの保有水源だと、石木ダムの必要量が 60,000 m<sup>3</sup>/日にならない。だから、結論先にありきの「石木ダムで 60,000 m<sup>3</sup>/日が必要」とするためには、将来の保有水源が 80,000 トン程度でなければ「困る」のである。そこで前記のような「操作」が行われたのである。



原告らは、平成7年時点の「将来の一日最大給水量」の予測量の資料を有していないから、これは確かに原告らの推測である。しかし、本準備書面で述べていることから見て、絶対間違いないと確信している。ぜひとも被告佐世保市には、資料を提出いただきたい。

(ウ) さて、平成12年水需要予測に戻るが、ここでは前記のように一日最大給水量は130,391トンとされている。この時点での将来の保有水源予測量が平成7年と同じ82,500 m<sup>3</sup>/日であれば、やはり石木ダムから60,000 m<sup>3</sup>/日も足りないことになる。

したがって、さらに保有水源を5,000 m<sup>3</sup>/日程度「消す」必要がある。そこで再び「慣行水利権の不安定水源化」というテクニックを使っている(甲B第16号証p1)。すなわち、この平成11年時点で、三本木の慣行水利権と岡本の湧水を、安定水源から「抹殺」して、不安定水源に移し替えているのである。

被告佐世保市が言うように「慣行水利権は不安定水源である」ならば、なぜ、「不安定水源」という概念がすでに出ている平成7年時点で、三本木の慣行水利権を不安定水源に「移行」しなかったのであろうか。「うっかり見落としていました」とでもうそぶくのであろうか。

答えは明らかで、平成7年時点では、将来の一日最大給水量が、一部の水利権を不安定水源に移すだけで60,000 m<sup>3</sup>/日を捻出できる程度に「水増し」されたものであったが、平成12年水需要予測時点では、一日最大給水量の水増しを減らされたため、三本木の慣行水利権に「消えてもらう必要が生じた」からである。それ以外の答えはあり得ない。

(カ) 以上のように、昭和56年水需要予測と比較してみれば、平成12年水需要予測が、先に結論ありきの予測であったことは明らかである。

## エ 実績値との比較

平成 12 年水需要予測が、それだけを見ても水増し予測であったことは、平成 9 年の実測値との比較からも明らかである。

### (ア) 生活用水について

平成 9 年までの人口変動傾向から見て、さすがに人口増を水増しすることはできないようで、伸び率はわずか 2 パーセントである。

しかし、原単位を 1.33 倍にすることで 255ℓ/日・人としている。しかし一人当たりの水需要の実績から見て、1.3 倍にも伸びることはあり得ない。

### (イ) 業務・営業用水について

#### A 実績値の水増し

前掲表から明らかなように、ハウステンボスの水需要量を 3.5 倍にしている。この予測が建てられたまさに平成 12 年の 6 月に、ハウステンボスでは、「業績不振のため経営支援と引き替えに創業者の神近義邦が代表取締役社長を辞任」している。いかに適当な予測であるかは明らかである。

#### B 新規需要

平成 12 年水需要予測では、新相浦魚市場、駅周辺、国際大学、文化ホール、ポートルネッサンス等々「当たるも幸い」とばかりに次々と新規需要で水増しをしている。そのどれにもまともな根拠はない(それは平成 16 年水需要予測のところで明らかにする)。

### (ウ) 工場用水について

A 当時の不況の影響であろうか、大口需要(他の予測と比較して佐世保重工業のことと思われる)の伸び率を 1.1 倍と、佐世保市にしては、極めて低く抑えている。おそらくずっと業績が悪く、さすがに水増しすることに気が引けたのであろう。

その代わりに、小口需要の伸び率を 1.8 倍としているが、全く根拠はない。

B ここでも新規需要で水増しをしている。

その結果、実績の 2.5 倍近くに水増ししている。

ところで、昭和 56 年に予測されていた針尾・崎辺用水 22,000 m<sup>3</sup>/日はどこに消えたのであろうか。

(エ) 以上のように、実測値と比較して、過大な伸び率や新規需要を「作出」しており、根拠がないものであることは、この点からも明らかである。

#### (4) 平成 16 年水需要予測

ア 平成 12 年水需要予測までは、佐世保市の水需要の新規開発量を 60,000 m<sup>3</sup>/日としていたが、さすがに「いくらでたらしめの予測をすることが許されている」といってもあまりにも実態から乖離していることが明らかになった。そこで平成 12 年以降に、水需要予測について「厳しい検討」が求められた。

その結果作成されたのが、平成 16 年水需要予測である(甲 B 第 14 号証。なお末尾一覧表は p5, p50 及び p33~p39 をもとにしている。なお最終予測は 3 種類あるが、最終的に p50 を採用しているのものでそれをもとにした)。

この平成 16 年水需要予測の作成者に課せられた「ミッション」は、「平成 12 年水需要予測の時ほどではないが、やはり平成 29 年度の水需要量は約 110,000 m<sup>3</sup>/日に達し、40,000 m<sup>3</sup>/日も足りないから、石木ダム建設が必要である」状況を作成することである。

平成 16 年水需要予測(目標年度 H29)			実績 (H15)	伸び 率	平成 12 年水需要予測	
生活	給水人口	222,058	234,144	95%	給水人口	238,281
	原単位	223	193	116%	原単位	255
	必要量	49,519	45,268	109%	必要量	60,762

業 務・ 営業 用水	自衛隊	1,900	1,172	162%	自衛隊	1,700
	米軍	3,259	2,195	148%	米軍	2,787
	ハウステンボス	2,500	1,033	242%	ハウステンボス	4,500
					新相浦魚市場	568
	駅周辺	211	0		駅周辺	285
					国際大学	63
					文化ホール	285
	ポートルネッサンス	693	0		ポートルネッサ ス	330
	小口	17,000	15,903	107%	小口	17,800
	小計	25,563	20,303	126%	小計	28,318
工場 用水	SSK	3,000	1,560	192%	大口	2,200
	水産加工団地	515	0		テクノパーク	2,000
					新佐世保工業団 地	920
	小口	1,596	1,139	140%	小口	1,859
	小計	5,111	2,699	189%	小計	6,979
その他	100	73	137%	その他	100	
中水道	-500				-1,000	
有収率	86.2	83.8	103%		89.0	
負荷率	83.0	84.8	98%		82.0	
一日最大給水量	111,527	96,180	116%		130,391	

イ 平成12年水需要予測との比較

(ア) これまでの度重なるずさんな予測に対する批判を受けてのことであろうが、生活用水の原単位の予測を大きく減少させ、生活用水で約 11,000 m<sup>3</sup>/日減少させている。

ただし、この生活用水の原単位の減少理由につき、佐世保市は、具体的かつ十分な根拠を明示していない。したがって減少後の「223ℓ/日・人」が合理的であるとは言えない。ありていに言えば、「時代に合わせて少しだけ減らしたふりをした」に過ぎない。

(イ) 同様に、業務・営業用水で約 2,700 m<sup>3</sup>/日、工場用水でも約 1,800 m<sup>3</sup>/日減少させ、合計で 16,000 m<sup>3</sup>/日程度減少されている。しかしこれらも生活用水の原単位同様、おざなりに減らしたに過ぎない。

例えば業務・営業用水では伸びが期待できないことが明らかになったハウステンボスを大きく減らす代わりに、自衛隊・米軍を増やしている。また、実績がない新規事業である点では同じ状態であるにもかかわらず、なぜかポートルネッサンスの予測量を倍近くに水増ししている。

さらには、佐世保重工業の水需要予測も増やしている。後でも論じるが、「困ったときの SSK の水需要」である。

(ウ) また、中水道の利用量を平成 12 年水需要予測で 1,000 m<sup>3</sup>/日としていたものを平成 16 年水需要予測では 500 m<sup>3</sup>/日としている。

この中水道の利用量は、佐世保市自身の努力でいくらでも高めることができるはずであるが、にもかかわらず減少させ、その結果、一日平均給水量はその分増えることになっている。

(エ) また有収率を下げ、代わりに負荷率を若干上げることで、これらの積を平成 12 年水需要予測の 72.98%から 71.38%に減らし、その分、一日最大給水量を算出する際に、一日平均給水量の「減少分を賄っている」ことになっている。

(オ) ただ、平成 16 年水需要予測は、平成 12 年水需要予測から、20,000 m<sup>3</sup>/日減らしてもよい(ただし 40,000 m<sup>3</sup>/日は残さなくてはならない)ことになっているためであろう、比較的矛盾が目立たない。

#### ウ 実績値との比較

(ア) 平成 12 年水需要予測との矛盾はそれほど露呈していない平成 16 年水需要予測であるが、実績値とは相変わらず矛盾している。

(イ) 生活用水の原単位の水増しもさすがに難しいと感じたのか、10%程度の伸び率に押させている。しかしそうは言っても、過去の実績を見るならば、まだ高すぎよう。実際、前記のように、何ら合理的な説明をしていない。

(ウ) 生活用水で水増しできない分を、業務・営業用水や工場用水で補っている。前記のように、平成 12 年水需要予測ほどのめちゃくちゃな伸びを予測するわけにはいかないはずのハウステンボスを、まだ 2.5 倍に予想している。それに加え、自衛隊等の伸び率も不合理な予測をし、さらには前記のように、平成 12 年水需要予測と何ら基礎事実に変化がないはずの新規事業であるポートルネッサンスの水需要を大幅に増やしている。

さらには、佐世保重工業を大きく伸ばすなどして、何とか水需要を創設している。

(エ) このように、実績値から見ても水増しがされているのであるが、ただ、それまでの予測よりも 20,000 m<sup>3</sup>/日減らしてもよかったためであろう、平成 12 年水需要予測との比較でも述べたように、この平成 16 年水需要予測は、外形的にはそれほど矛盾は目立たない。

しかしこれ以降の予測を見ると、この平成 16 年水需要予測もでたらめなものであったことは明らかである。

#### (5) 平成 19 年水需要予測について

ア この平成 16 年水需要予測のわずか 3 年後であるが、平成 19 年水需要予測が策定されている(甲 B 第 3 号証。なお末尾の一覧表は通し番号 54 及び同 75～86 を利用している。この甲 B 第 3 号証終わりから 2 枚の一覧表が記載されているが、本文と合致しないのでたらめなものである)。

平成 19 年水需要予測(目標年度 H29)			実績 (H18)	伸び率	平成 16 年水需要予測	
生活 用水	給水人口	221,793	231,095	96%	給水人口	222,058
	原単位	221	193	115%	原単位	223
	必要量	49,016	44,550	110%	必要量	49,519
業 務・ 営業 用水	自衛隊	1,900	1,466	130%	自衛隊	1,900
	米軍	2,914	2,125	137%	米軍	3,259
	ハウステンボス	1,500	847	177%	ハウステンボス	2,500
	駅周辺	211	0		駅周辺	211
	専用水道	1,179	0			
	ポートルネッサ ンス	693	0		ポートルネッサ ス	693
	小口	16,200	15,739	103%	小口	17,000
	小計	24,597	20,177	122%	小計	25,563
工場 用水	SSK	2,600	1,210	215%	SSK	3,000
	水産加工団地	515	0		水産加工団地	515
	テクノパーク	430	0			
	小口	1,700	914	186%	小口	1,596
	小計	5,245	2,124	247%	小計	5,111
その他	100	68	147%	その他	100	
中水道	-500	0			-500	

有収率	88	84	105%		86.2
一日平均給水量		89,462			92,567
負荷率	80	86	94%		83.0
一日最大給水量	111,410	93,210	120%		111,527

## イ 平成 16 年水需要予測との比較

(ア) わずか 3 年しかたっていないが、生活用水の原単位も給水人口も減少した予測となっている。その結果平成 16 年水需要予測と比較して生活用水は 500 m<sup>3</sup>/日減少した予測となっている。これまで同様、そして今後も、この生活用水については、毎回毎回、予測量が減少していく。

(イ) 営業用水ではハウステンボスがさらに 1,000 m<sup>3</sup>/日削られている。これもわずか 3 年間であるが、平成 16 年水需要予測がでたらめであったことが露呈したためであろう。

小口も約 1,000 m<sup>3</sup>/日削られている。

そうすると小計で 2,000 m<sup>3</sup>/日減少するはずだが、実際には 1,000 m<sup>3</sup>/日しか減少していない。

突如、「専用水道」約 1,000 m<sup>3</sup>/日が、新規需要に挙げられているからである。いつもの「手口」である。

(ウ) 生活用水、営業用水でいやいやながら減少させた反動であろうか、工場用水は、平成 16 年水需要予測と比較して、微増している。その大きな「原動力」はテクノパークの 430 m<sup>3</sup>/日である。

テクノパークは、平成 12 年水需要予測で 2,000 m<sup>3</sup>/日も新規需要があると計上されていたが、平成 16 年水需要予測では消えている。あまりにもいい加減な予測であるとの批判があったためであろう。にもかかわらず、平成 19 年水需要予測で悪びれることなく復帰している。確かに、需要量は 5 分



の1に減ってはいるが。

ここでも、「需要を増やすためにできることは何でもする」という佐世保市の手法が鮮やかに浮かび上がる。

(エ) そうはいても、平成16年水需要予測と比較して、一日平均給水量は約1,300 m<sup>3</sup>/日減少している。

それにもかかわらず、一日最大給水量はわずか100 m<sup>3</sup>/日しか減少していない。ここで使われた「トリック」が「負荷率の操作」である。

(オ) 負荷率の操作について

A 平成19年水需要予測は、一日平均給水量から一日最大給水量を求める際に使用する「負荷率」を、平成16年水需要予測の83.0%から、80.3%に引き下げた。

一日最大給水量は「一日平均給水量÷負荷率」で計算されるから、当然負荷率が下がれば、その分大きくなる。これを利用して、一日平均給水量1,300 m<sup>3</sup>/日減少の「高い壁」を、わずか100 m<sup>3</sup>/日の低さにまで引き下げたわけである。

B これまで負荷率は、「過去10年間の平均負荷率」が利用されてきたと思われる。佐世保市の資料には明記はないが、各予測に実際に使用されている「将来の負荷率」は、その計算結果と合致する。

C しかるに、平成19年水需要予測では、「負荷率は安定給水を考慮し、過去10年間の実績の内最低値80.3%に設定する」と説明されている(甲B第3号証 p42)。

ちなみに、平成19年時点での過去10年間の負荷率の実態と平均値は以下のとおりである(表記は百分率)。

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	平均
85.1	86.6	80.3	85.0	81.8	86.2	84.8	87.2	88.7	85.9	85.2

D これを見れば、そもそも、次第に負荷率が改善されていることが分かる。したがって、「過去 10 年の平均」でも高すぎる気がするが、平成 16 年水需要予測よりもより高い実績を経た平成 19 年で、いきなり 7 年も前の最低値を使用する理由に合理性がないことは明らかである。

前記のように、一日最大給水量を 110,000 m<sup>3</sup>/日に維持するためのトリックである。

E この佐世保市の負荷率の設定が恣意的なものであることは、平成 24 年水需要予測の検討の際にもう一度述べる。

#### ウ 実績値との比較

- (ア) 生活用水を相変わらず、10%以上伸びることにしている。この「引き伸ばし傾向」はこれまでの予測でもそうであったし、平成 24 年水需要予測でも変わらない。
- (イ) 業務・営業用水、工場用水を根拠なく増やしていることは相も変わらない。特に工業用水は、2.4 倍に伸びることとなっている。これは、平成 16 年水需要予測との比較で述べたように、他の水需要を増やせないことから、ここで調整したものであり、もちろん何の根拠もない。
- (ウ) 負荷率を下げていることは前記のとおりである。

#### エ 保有水源の数字合わせ

- (ア) この平成 19 年水需要予測の時には、水需要予測の水増し数字合わせに加えて、保有水源量の数字合わせもしている。

平成 19 年に下の原ダムの嵩上げにより、下の原貯水池の取水能力が 11,800 m<sup>3</sup>/日から 3,000 m<sup>3</sup>/日増えて 14,800 m<sup>3</sup>/日(平成 19 年度)になった。したがって、保有水源の「安定水源」は 3,000 m<sup>3</sup>/日増えるはずであるが、実際にはそうになっていない(甲 B 第 17 号証 p 8)。

実は、山の田貯水池、転石貯水池、相当貯水池、川谷貯水池の取水能力

が合計で 3,000 m<sup>3</sup>/日減っているのである(同上)。したがって、安定水源 77,000 m<sup>3</sup>/日は変わらないままである(末尾「水源の変遷票」を参照いただきたい)。

- (イ) これについて佐世保市は「下の原ダムの嵩上げ工事により取水能力を 3,000 m<sup>3</sup>/日増やしたのは、山の田ダム、転石ダム、相当ダム、川谷ダムへ流れ込む河川の水の量が減っていて、4 ダムの合計で約 3,000 m<sup>3</sup>/日の水が本来のダムの取水量より少なくなったため」と答えている。

これは「他のダムの水量が 3,000 m<sup>3</sup>/日減ったので、それを補うために下の原ダムの嵩上げをした」という趣旨である。

- (ウ) しかし、それ以前には 4 ダムの水量が減少していることについては全く言及されていなかった。もちろん、「4 ダムの減量を見越して、嵩上げをした」というのはわからないでもない。しかしそれならば、現時点の 4 ダムの減量をきちんと示すべきである。

- (エ) はっきりしているのは、「下の原ダムの嵩上げ工事により取水能力が 3,000 m<sup>3</sup>/日増えたこと」だけのはずである。佐世保市は、その事実を認めたくないがゆえに、数字合わせに他の 4 ダムを減量させたのである。

- (オ) なお、「下の原ダムの嵩上げ工事により取水能力が 3,000 m<sup>3</sup>/日増えたこと」から明らかなように、佐世保市がまともに上水道施策を行うならばまだまだ「安定水源」に限っても、保有水源を増やすすべはいくらでもある、ということである。

## (6) 平成 24 年水需要予測

ア さらに 5 年後、佐世保市も水需要について再評価がされている。

何度か述べたように、本件事業計画の基礎となっているのは、この平成 24 年水需要予測である(甲 B 第 1 号証。なお末尾一覧表は P62, p46~56 をもとにしている)。

平成 24 年水需要予測(目標年度 H36)			実績 (H23)	伸び率
生活 用水	給水人口	209,119	226,821	92%
	使用量	207	189	110%
	必要量	43,290	42,884	101%
業 務・営 業用 水	自衛隊	1955	1,138	172%
	米軍	2,279	1,645	139%
	専用水道	1,179	0	
	給食センター	230	0	
	小佐々地区	321		
	小口	17,359	14,703	118%
	小計	23,323	17,486	133%
工場 用水	SSK	5,691	1,166	488%
	水産加工団地	770	0	
	テクノパーク	400	0	
	つくも苑	210	0	
	小佐々地区	794		
	小口	1,114	724	154%
	小計	8,979	1,890	475%
その他	100	85	118%	
小計	75,692			
中水道	-150			

平成 19 年水需要予測	
給水人口	221,793
使用量	221
必要量	49,016
自衛隊	1,900
米軍	2,914
専用水道	1,179
ハウステンボス	1,500
駅周辺	211
ポート	693
小口	16,200
小計	24,597
SSK	2,600
水産加工団地	515
	430
小口	1,700
小計	5,245
その他	100
	78,958
	-500

有収率	89.2	87.6	102%		88
一日平均給水量	84,685	71,153	1		89,462
負荷率	80.3	88.7	91%		80
一日最大給水量	105,461	80,240	131%		111,410

イ 平成 19 年水需要予測との比較

(ア) 平成 19 年水需要予測の検討の時に指摘したように、生活用水の予測は、平成 19 年水需要予測よりもさらに 5,000 m<sup>3</sup>/日以上減少している。

(イ) 業務用水についても、小計では 1,000 m<sup>3</sup>/日ほど減少している。

しかし中身を見ると相変わらず不合理である。

A 突然「小佐々地区」が計上されている。しかし、石木ダムは「佐世保市の佐世保地区の水需要を満たすために必要」とされているものであり、小佐々地区は含まれない。実際、過去の予測はすべて小佐々地区を外していた。そもそも小佐々地区を含めるのであれば、小佐々地区の保有水源も考慮すべきであるが、そのようなことはしていない。まさしく「水不足」を演出するための「新たなトリック」である。

B 平成 19 年水需要予測で計上されていた、ハウステンボス、駅周辺、ポートルネッサンス 21 が「消えて」いる。

まず、ハウステンボスが消滅したのは、極めて姑息な理由である。すなわち、これを小口需要に移し替え、小口需要が増加する理由にするためである。詳しくは後述する(第 3)。駅周辺、ポートルネッサンス 21 が消滅したのは、これらの施設設置計画が消滅したか、実現したが目立った水需要がなかったかのどちらかのはずである。どちらであるか、原告らには不明であるが、どちらにしても、平成 19 年水需要予測の業務・営業用水の需要予測がいい加減であったことを示す。

同じことは昭和 50 年水需要予測，昭和 56 年水需要予測，平成 12 年水需要予測，平成 16 年水需要予測でも言える。毎回毎回「将来の過剰な水需要の伸び」を予測しているが，その予測の年が到来しても，実際には伸びていない。むしろずっと減少している。予測がでたらめであるきわめてわかりやすい証左である。

C 「専用水道 1,179 m<sup>3</sup>/日」とは何であろうか。

原告らの理解では，「現在自己水源（深井戸）でまかなえている大手ホテルや施設 5 つについて，ダムができれば，水道に変えさせるのでその分を新規需要に見込む」というものである。

これまた，聞くだけで合理性がない予測であることを露呈している。

(ウ) 工場用水については，でたらめな伸び率である。その原動力は SSK である。

平成 19 年水需要予測同様，生活用水，業務・営業用水で，どんなにごまかしても減少を避けられないため，ここに頼った結果である。

しかし「SSK の水需要が 4.8 倍にもなる」という予測は，「明日地球にすい星が衝突して地球が消滅する」と同レベルの，聞いただけで噴飯物の「予言」であろう。こんなものは「予測」とも言えない。

ともかく，一定の「水需要」をねつ造するために，よく言えば涙ぐましい，しかし原告らからすると許しがたい破廉恥な行為である。

(エ) 中水道について

工場用水についてとんでもない水増しをしたものの，それでも，平成 19 年水需要予測に比べると，予測量は 3,000 m<sup>3</sup>/日ほど減っている。これでは「石木ダム建設が不可欠」とはならない。

こう危惧したため，佐世保市は，平成 16 年水需要予測で 500 m<sup>3</sup>/日に減少させた中水道をさらに 150 m<sup>3</sup>/日に減少させ，「水不足」を演出させてい

る。先でも述べたように、中水道は佐世保市自身の政策で増やせるものであり、これを減少させる理由に合理性はない。ただただここしか減らせなかったからである。

(オ) 負荷率について

それでもまだ平成 19 年水需要予測と比べて差があり、石木ダムの必要性が出てこない。そこで、「困ったときの負荷率」である。

平成 19 年水需要予測では、従来の「過去 10 年の平均値」を捨てて、「過去 10 年の最小値」に勝手に基準を変更したが、それが不合理であることは、前述したとおりである。

しかるに平成 24 年水需要予測では、さらに「過去 15 年の最小値」に基準を変え、平成 11 年の 80.3%を採用したのである。平成 23 年時点では、「過去 10 年の最小値」に 12 年前の平成 11 年の値を使えないからである。

もちろん佐世保市は、「平成 11 年」が含まれるならば「過去〇〇年」は何でもよかったわけで、さすがに「過去 12 年間の最小値」では露骨すぎるとみて、「15 年」を「採用」したわけである。「厚顔無恥」とのそしりは免れない。

なお、参考までに、過去 10 年の負荷率とその平均値を掲げておく。

平成 19 年水需要予測時の過去 10 年間の平均値よりもさらに上がっている。これを見ても平成 24 年水需要予測の負荷率のでたらめさが分かる。

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	平均
86.2	84.8	87.2	88.7	85.9	85.9	89.4	90.1	88.0	88.7	87.5

(カ) 利用量率について

A 以上述べてきたような、むちゃくちゃな水増しをしたが、それでも一日最大給水量 105,461 m<sup>3</sup>/日にしかならない。

平成 19 年水需要予測で、111,410 m<sup>3</sup>/日の時に、40,000 m<sup>3</sup>/日足りなかったはずであるから、平成 24 年水需要予測の結果では、石木ダムの必要量は 6,000 m<sup>3</sup>/日減るはずである。

しかしそうはならず、「平成 36 年で 117,000 m<sup>3</sup>/日必要である」という結論は同じである。

どうしてそうなるのか。被告佐世保市の説明によると、「利用量率を 1 割見ているから」という（「利用量率」とは、取水口から浄水場までの間における漏水等の損失水量の一日最大給水量に対する割合のことである）。

しかし佐世保市は、過去の予測で利用量率を 1 割も見っていない。最後の最後の手段として、利用量率で水増しする以外なかったから、平成 24 年水需要予測の時、初めて「利用量率 1 割」を採用したのである。

B もっとも、上記は原告らの推測である。

しかしこれまで分析してきた佐世保市のやり口からして、「利用量率 1 割は、絶対に過去では採用していない」と確信している。

この推測はある程度立証できる。

C 被告の主張では、一日最大給水量を算出し、それに利用量率で除し、そこから保有水源を引いたものが、必要な石木ダムの開発水量ということである。

つまり石木ダムの開発水量＝一日最大給水量÷利用量率－保有水源である。

したがって、利用量率は以下の計算で求められる。

利用量率＝一日最大給水量÷(石木ダムの開発水量＋保有水源)

幸いにも、各予測時の利用量率以外の数値はわかっている。

そこで計算した結果が下記である。

予測年	一日最大	保有水源	石木ダムの開	利用量率	百分率
-----	------	------	--------	------	-----



	給水量		発水量		
S50	161,400	111,000	60,000	0.9439	94.39%
H12	130,391	77,000	60,000	0.9518	95.18%
H16	111,527	77,000	40,000	0.9532	95.32%
H19	111,410	77,000	40,000	0.9522	95.22%
H24	105,461	77,000	40,000	0.9014	90.14%

(キ) いかがであろうか。

ものの見事に、平成 24 年水需要予測以外は 95%前後で揃っている。

従来、利用量率は 95 パーセント程度であったことが推測される。なお甲 B 第 11 号証「89」では明らかに利用量率を 95%で計算している(摘要欄参照)。

しかしその利用量率では「石木ダムから 40,000 m<sup>3</sup>/日」が出てこないのに、数字合わせに、平成 24 年水需要予測に限り、10%を採用したことが分かる。

なお、この 10%の採用が実体的にも不合理であることは第 3 で述べるが、上記表を見れば、そう言う議論以前に、数字合わせで用いていることは歴然としている。

ウ 実測値との比較は、平成 24 年水需要予測の内容のでたらめさを検討する第 3 のほうで述べる。

## (7) 小括

ア 以上、昭和 50 年水需要予測、昭和 56 年水需要予測、平成 12 年水需要予測、平成 16 年水需要予測、平成 19 年水需要予測、平成 24 年水需要予測で「予測されている項目」と「数値」のみを、それぞれの予測と、あるいはそれぞれの予測時点の実績値と、「形式的に」比較してきた。

上記で述べてきたことは、各予測について佐世保市が「こういう理由でこ

ういう予測ができる」と述べている「こういう理由」に、実際に合理的理由があるかどうか、を検討したものではない。

あくまでも、形式的に考察しただけである。

イ しかし、形式的な考察をするだけで、今まで見てきたように、各予測は、「合理的理由に基づいたものではなくて、数字合わせで作成されたものである」ことは明らかになっている。

佐世保市の各予測の作成方法は極めて簡潔で、「その時点で計画されている石木ダムから佐世保市が利水としてもらわなければならない数字に、水需要予測を合わせる」というものである。

実際に人口が増えると予測されようがされまいが、実際に新たな企業を誘致することになっていようがいまいが、実際に新たな工場ができることになっていようがいまいが、ともかく、結果に合わせて、水需要予測の数値を並べているだけである。

これまで述べてきたことからそれは明らかである。

ウ このように原告らは、本項において、「佐世保市は、石木ダムの必要量に合わせて水予測を作っているに過ぎない」ことを明らかにした。

これは、原告らの手元にある資料から自ずと導き出されている。

さらに、原告らは、「佐世保市の水需要予測が数字合わせである」ことから、原告らの手元にはないが、「こういう資料があるはずである」、として、次の二点を示した。

一つは、平成7年頃、佐世保市が当時よりどころとしていた佐世保市の水需要予測では、将来の一日最大給水量が140,000 m<sup>3</sup>/日程度とされていたということであり、もう一つは、平成24年水需要予測以前では、利用量率は95%程度とされていたということである。

佐世保市が、その当時の石木ダムからもらうべき水量に合わせて水需要予

測を立てているという原告らの見解からすると、上記の二つの予想は、当然に導かれる。そしてその予想通りの結果が存在しているはずである。

(8) そこで被告に対して、上記の点について資料を提出するように求める。

被告は、何も本項に対して万言尽くして反論する必要はない。原告らの上記予測が外れている事実を証明すれば足りる。それにかかる時間は1時間にも満たないであろう。

原告らの上記予想が外れているならば、原告らも「中身を検討するまでもなく、平成24年水需要予測はでたらめである」という主張は撤回してもよい。

早急に対応いただきたい。

### 3 各項目の比較

(1) はじめに

前項2項において、各水需要予測の内容を、①その前の予測との比較、②実測値との比較、などを通じて、検討し、各水需要予測が正当な予測ではなく、「その時点での石木ダムの利水容量」という『結果』を前提に、それを導き出せるような『数字合わせ』をしていることを明らかにした。

本項では、第1 6項掲げた「平成24年水需要予測」及び7項で掲げた「保有水源評価」の各項目について、項目ごとに、通年で比較する。2項では、各予測をいわば『編年体的』に検討したのに対して、本項では、項目ごとに、いわば『紀伝体的』に、比較するものである。

各項目を通年で比較することにより、平成24年水需要予測はおろか、いつの時代の予測も、そしてどの項目も、「結果先にありき」の数字合わせであることがさらに明らかになる。

(2) 水需要予測に関して

ア はじめに

水需要予測は、①生活用水、②業務・営業用水、③工業用水の三つに分け

て、それぞれ需要予測を立ててきている。

そこで、以下でもこの三つに分けて検討する。

#### イ 生活用水需要予測

##### (ア) はじめに

生活用水需要予測は、①人口予測、②原単位予測(一人当たりの水需要予測)の二つの項目で予測を立て、それを掛け合わせて需要予測としている。

そこで、以下でもこの二つに分けて検討する。

##### (イ) 人口予測

次に掲げる表のとおりである。

人口に関しては、初期は過大に予測していたが、時代を追うにつれ、人口が予測時よりも減少することを前提にしている。それでも過大であるが、後述するような他の予測に比べればまだましである。

人口予測がこのように、ある意味「正確」なのは、予測者の恣意的な介入が入りにくい予測手法のためと思われる。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
区域内人口(人)	-	260,000	241,579	224,429	233,795	212,800
給水人口(人)	-	247,000	238,281	222,058	221,793	209,119

##### (ウ) 原単位予測

次に掲げる表のとおりである(昭和56年水需要予測は、引用者が計算した「推定値」)。

原単位に関しては、「年々減少している」という「実績」を反映してはいない。しかし、2項で指摘したように、いずれの予測も、実態とははるかにかけ隔てた過大な予測であった。その点は、第3で述べるように、平成24年水需要予測も同様である。

予測値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
原単位(ℓ/日・人)	-	(378)	255	223	221	207
参考						
実績値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
原単位(ℓ/日・人)	-	276	192	193	193	189
参考						
実績値との比較	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)		137.0%	132.8%	115.5%	114.5%	109.5%

(エ) 生活用水量

上記を踏まえて、生活用水量は次に掲げる表のとおりである。

当初から見ると、大きく減少しているが、それでも過大である。

ただ、この生活用水が大きく減少しているのは、基本的には、人口予測について「自由な予測」ができずに、ここで「水増し」することができなかつたためである。そのため、次項以降で明らかになるように、他の項目で、でたらめな予測をしている。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
区域内人口(人)	-	260,000	241,579	224,429	233,795	212,800
給水人口(人)	-	247,000	238,281	222,058	221,793	209,119
原単位(ℓ/日・人)	-	(378)	255	223	221	207
生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	126,300	93,310	60,762	49,519	49,016	43,290
参考						
実績値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	81500	64,921	44,937	45,268	44,550	42,884
参考						
実績値との比較	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)		143.7%	135.2%	109.4%	110.0%	100.9%

ウ 業務・営業用水需要予測

(ア) はじめに

業務・営業用水需要予測は、①大口需要予測、②小口需要、の二つの項

目で予測を立て、それを足し合わせて需要予測としている。

そこで、以下でもこの二つに分けて検討する。

(イ) 大口需要

A 次に掲げるものが、各予測の大口需要予測である。

まず、これを見れば、あれやこれや想定しうるものをすべて掲げて大口需要予測を増やそうとしていることが一目瞭然である。

なんでもいから、何とか大口需要を伸ばそうと、必死である。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
駐留軍等	5,000					
自衛隊		3,600	1,700	1,900	1,900	1,955
米軍		910	2,787	3,259	2,914	2,279
鉄道船舶	700	420				
船舶		380				
公衆浴場		330				
ハウステンボス			4,500	2,500	1,500	
駅周辺			285	211	211	
新相浦魚市場			568			
ポートルネッサンス			330	693	693	
国際大学			63			
文化ホール			285			
専用水道					1,179	1,179
給食センター						230
大口合計	5,700	5,640	10,518	8,563	8,397	5,643

B また、昭和 56 年水需要予測と比較して、平成 12 年水需要予測では、大口需要がほぼ倍となっている。これは、前項の生活用水の需要予測と関連するのであるが、生活用水の需要予測量を増やせなかったことから、その調整のために、増やしたものである。したがって、適切な予測ではない。

C 各予測の実績値との比較は、次に掲げる表のとおりである。

全てで、実績の 2 倍前後の「水需要の伸び」を予測している。

しかし、このように伸びるはずはなく、毎回毎回、「水増し」していることが明らかになっている。

業務・営業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
大口	10,518	8,563	8,397	5,643
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	4,759	4,400	4,438	2,783
参考				
実績値との比較 (予測値÷実績値)	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	221.0%	194.6%	189.2%	202.8%

(ウ) 小口需要

小口需要の予測は、次に掲げる表のとおりである。

平成12年水需要予測から「小口需要」という項目は計上されている。大口需要で述べたとおり、平成12年水需要予測では、生活用水を大幅に減少させなければならなかったため、その「穴埋め」のためである。

平成24年水需要予測では、第3で詳述するでたらめな手法を利用して、平成19年水需要予測よりも増やしている。その結果、当然と言えば当然だが、平成24年水需要予測のみ、実績値とのずれも、大きくなっている。

業務・営業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
小口	17,800	17,000	16,200	17,359
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	16,201	15,903	15,739	14,703
参考				
実績値との比較 (予測値÷実績値)	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	109.9%	106.9%	102.9%	118.1%

(エ) 考察

A 以上述べたように、業務・営業用水需要予測に関しては、大口にしても小口にしてもでたらめな予測である。

平成 24 年水需要予測以前の各予測の「予測」が全く外れていることは、被告佐世保市としても認めている(はずである)。ただ、おそらく、「予測は結果的に外れることもあるから、過去の予測通りの実績となっていないことは、当該予測がでたらめであったことを意味しない」旨反論するであろう。

**B 確かに一般論としてはそうである。**

しかし、本件で原告らが指摘するように、佐世保市は、平成に入ってから、原告らが把握するだけでも平成 24 年水需要予測以外に 3 つの予測をしている。その各予測が、業務・営業用水のみならず、どの項目もすべて、予測通りになっていない。これほど「はずれまくる」のであれば、それは、予測手法が誤っているからに決まっており、正しい予測をするためには、予測手法を変えるべきである。

しかるに、佐世保市は、予測手法を変えずに同様ののでたらめな予測を繰り返すか、逆に一層不合理な予測手法に変えて、さらに予測を外してきている。

佐世保市が「適切な予測」をせずに、数字合わせの予測をしてきたことは明らかである。

**C 「これまでの業務・営業用水需要予測が適切な予測ではない」ことは、次のことから当然に推測できる。**

すなわち、ある年の需要予測で掲げられておきながら、次の年では外されているものがある(例えば、平成 12 年水需要予測の「文化ホール」や、平成 19 年水需要予測の「ポートルネッサンス」等)。

外された理由は、二つしか考えられない。すなわち、予測した需要自体が存在しなくなったか(例えば、「文化ホールを新設する予定でその予測を立てたが、その計画自体がなくなった」等)、あるいは、次の予測年度の



時は、すでに需要が始まっており、「予測値」ではなくて「実績値」に変わったか、そのどちらかである。

前者であれば、実際に作られる可能性が非常に低い施設の需要を当て込んでいたことになり、まさしく、砂上の楼閣、幻の水需要というべきものであり、予測が正しい加減であったことは明らかである。

他方、後者の場合(実際には、この可能性が高いと思われる)、予測が適切であれば、その分だけ、実績値は増えていなければならない。例えば、平成19年水需要予測で掲げられた駅周辺の施設整備やポータルネットワークの建設は平成24年水需要予測時点では終了しており、したがって平成24年予測では、その二つは実績値の方に含まれる。したがって平成19年水需要予測が適切なものであれば、平成24年度の実績値は増えていなければならない。

しかし、各予測の業務・営業用水合計の実績値は、次の表のとおりである。一見して明らかのように、実績値は増えるどころか、減少する一方である。

これを見れば、各予測が正しい加減なものであることは明らかである。

	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
実績年	H9	H15	H18	H23
業務営業用水実績	20,960	20,303	20,177	17,486

## エ 工業用水需要予測

### (ア) はじめに

工業用水需要予測は、①大口需要予測、②小口需要、の二つの項目で予測を立て、それを足し合わせて需要予測としている。

そこで、以下でもこの二つに分けて検討する。

### (イ) 大口需要

次に掲げるものが、各予測の大口需要予測である。

(m <sup>3</sup> /日)	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
佐世保重工業(SSK)	7,400	4,450	2,200	3,000	2,600	5,691
針尾等(テクノパーク)	22,000	22,000	2000		430	400
新佐世保工業団地			920			
水産加工団地				515	515	770
つくも苑						210
大口合計	29,400	26,450	5,120	3,515	3,545	7,071

① 想定しうるものは何でも入れ込んでいること、② 実績と大きく隔たった予測をしていること、③ 当該予測が外れまくっていること、などは、業務・営業用水需要予測と全く同じである。

特に、平成24年水需要予測の実績値とのずれは甚だしいものがあるが、これは第3で述べる。

工業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
大口	5,120	3,515	3,545	7,071
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	1,864	1,560	1,210	1,166
参考				
実績値との比較	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)	274.7%	225.3%	293.0%	606.4%

(ウ) 小口

次に掲げるものが、各予測の小口需要予測である。

業務・営業用水の小口需要予測に比較しても、いつの予測も、実態とのずれがはなはだしい。

工業用水	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
小口	1,859	1,596	1,700	1,114
参考				
実績値	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
	1,037	1,139	914	724
参考				
実績値との比較	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)	179.3%	140.1%	186.0%	153.9%

### (3) 中水道

次に掲げるものが、各予測の小口需要予測である。中水道が増えれば、それだけ水はいらなくなる(そのため、マイナスで表示している)。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
中水道			-1,000	-500	-500	-150

表を見れば明らかなように、後になればなるほど、中水道は減少している。

なぜ、業務・営業用水、工業用水の予測のように、後になればなるほど、いろいろ理屈をこねて、増やさないのであろうか。

業務・営業用水、工業用水の予測と、中水道予測の明確な違いもまた、各予測が数字合わせであることを示す証拠である。

なお、水不足であるとして13世帯の生活を破壊する石木ダムが「なんとかしても必要」とするのであれば、自区内の水源開発にとことん力を入れて自己努力の実績を示すのが道理であるが、佐世保市は何と工業用水普及目標を削減する一方である。自己努力もせずに石木ダム、というのはまさに「石木ダムありき」の証左である。

### (4) 負荷率

次に掲げるものが、各予測の負荷率である。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
負荷率(%)		80.0	82.0	83.0	80.3	80.3

2項で詳細に述べたように、平成16年水需要予測までは「過去10年間の実績値の平均」と思われる。

これを平成19年水需要予測では、突然「過去10年間の最低値」に変更している。この変更の合理的理由はないことはもとより、そもそも、「なぜ最低値を用いるのか」という点も合理的理由はない。

その理由は、2項でも指摘したように、「80.3」という数値がないと、石木ダ

ムの必要性を「捻出」できないからである。

この平成 19 年水需要予測の負荷率でさえでたらめであるが、平成 24 年水需要予測では、第 3 で述べるように、さらに「過去 15 年間の最低値」に変更している。こうしないと「80.3」という数値が採用できないからである。これこそ「でたらめな予測」、「不合理な予測」、「先に結論ありきの数字合わせの予測」の典型例である。

#### (5) 利用量率

原告ら第 1 準備書面で推定した利用量率は下記のとおりである。

原告らの推定値であるが、ほぼ間違いないと確信している。被告も「違う」とは否定していない。

平成 24 年水需要予測のみ、異常に低いことが分かる。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
利用量率(推測値)	94.4%		95.2%	95.3%	95.2%	90.1%

#### (6) 保有水源評価

2 項で指摘したように、原告らが有する資料を前提にすると、平成 7 年水源評価で「突然」、「不安定水源」なる単語が現れる。そして、「不安定水源は保有水源として評価できない」として、保有水源を 82,500 m<sup>3</sup>/日に、減らしている。

平成 11 年水源評価では、さらに別の水源も「不安定水源」として除外し、保有水源を 77,000 m<sup>3</sup>/日にまで「減少」させて「水源 6 万 m<sup>3</sup>/日不足」としている。

このような恣意的な「不安定水源」化の理由は、「不安定水源とされているものを保有水源とすると、石木ダム建設の必要性がなくなるから」である(第 3 で詳述する)。

そして、2 項において、「数字合わせでかかる操作をしたに決まっている」のだから、「平成 7 年水源評価の直後に作成された佐世保市の水需要予測(おそらく「平成 8 年水需要予測」と思われる)では、佐世保市は、将来の一日最大給水

量が 140,000 m<sup>3</sup>/日程度としていたはずである」と「予想」した。

「違う」というのであれば、ぜひ、そのころの佐世保市の水需要予測を示してほしい。

#### (7) 総括

佐世保市の過去の水需要予測は、常に、そしてどの項目でも、その当時計画されていた石木ダム利水容量に合わせるために、佐世保市に都合の良い数字を見つけ、都合の良い手法を作り出し、作成されている。

これらを見れば、佐世保市の水需要予測が、真の意味での「佐世保市の将来の水需要がどうなるのか」を検討したものではなくて、単に、石木ダムの利水面における建設の必要性を捻出するために、意図的に作成されたものであることは明らかである。

### 第3 内容を検討してもやはり平成 24 年水需要予測はでたらめであること

#### 1 はじめに

前項で述べたように、過去の佐世保市の水需要予測を「眺める」だけで、それらが、合理的な理由に基づき作成されたものではないことは明らかである。

とすれば、平成 24 年水需要予測も、合理的な理由に基づき作成されたのではなくて、先に結論ありきの数字合わせであることが「推定」される。

本項では、内容を検討する必要もないとは思いながらもあえて、平成 24 年水需要予測の内容を検討し、生活用水予測、業務・営業用水予測、工場用水予測、あるいは中水道の予測、さらには負荷率の設定、利用量率の設定、保有水源の評価などすべてが不合理であることを明らかにする。

#### 2 被告答弁書 p11～12(第 4 2(1))「はじめに」に対して

(1) 同アで述べている水道法上の責務が被告佐世保市にあること、同イで述べているように、佐世保市において一時期給水制限などがされていることについて

は、特に争わない。ただし、例えば、被告佐世保市は、平成 19 年を取り上げているが、その実態は、給水圧を若干調節しただけで、市民の生活に実質的な障害をもたらすことはなかった。

(2) しかも、現在、過去の給水制限が生じた被告が指摘する 4 回の降雨状況であっても、給水制限は生じないか、生じたとしてもその程度は小さい。それは、人口が減少しており、水需要自体が減少しているからである。

(3) もっとも、そうは言っても、平成 19 年と同じ雨水状況であれば、確かに利用できる水の量は平常時よりは減少する。それは原告らも否定しない。

しかしその対策として、石木ダムは必要ではない。

被告佐世保市は、①現状では 10 年に一度程度渇水があること、②後述するように、「不安定水源」を除外すること、から石木ダム建設の必要性を説く。しかし後述するように、②はまったく不合理の理屈であり、単に石木ダムを建設するために作り出されたでたらめな理屈である。

10 年に一度程度の渇水が起こるとしても現在は水の使用量が大幅に少なくなっている。河川水からの取水を優先して貯水池の温存策を図っている現在の運用では貯水率が 90%以下になったことがない。生活に支障を来さない範囲での節水をこれまで通りに進め、下水処理水の有効利用に本気で取組み、あわせて現在の原水取水運用を続けるならば、10 年に一度程度の渇水時にも佐世保市民が水道水不足を来すことはあり得ない。

莫大な費用をかけ、地権者の基本的人権を侵害して、過剰な水を生み出す「石木ダム建設」はまったく必要ないのである。

(4) 以下、そのことを明らかにする。

### 3 被告答弁書 p12(第 4 2(2)ア)「水需要予測とは」に対して

(1) 同項の第 1 段落(「水需要予測とは、水道施設の…」)から、第 3 段落末尾(「…水道施設設計指針・・・に従い行う」)までについて、一般論として、特に異論

をとなる得るものではない。

しかし以下の二点は指摘しておく。

- (2) 第一に、「佐世保市における水需要予測は、石木ダム建設計画が持ち上がった昭和 50 年以降は、常に、石木ダム建設の必要性との関係で作成されてきたものである」ということである。

被告佐世保市が一般論で述べるような「将来の目標年度を定め、将来の水需要の動向、都市開発や地域経済の動向、地下水利用者の水道への転換、事故や災害等のリスク管理等を見込むほか、市政策や各種計画との整合、既存の水道施設の老朽化の状況や更新・改修計画を見据えて行」われてはおらず、常に、石木ダム建設の必要性を担保するために作成されている。

- (3) 第 2 に、一見すると、「形式的に水道施設設計指針に合致している」という一事をもって、「だから中身を議論する必要はなく、正当性がある」とはならないということである。

形式的に正当な手続に従って作成されているとしても、実質的に内容がでたらめであれば違法である。

本書面において、原告らは、平成 24 年水需要予測が「実質的にでたらめである」ことを証明している。これに対して被告佐世保市は、「中身の正当性に対する反論」をすることなく、形式論理でごまかそうとしているが、それは許されない。

- (4) もちろん、水需要予測作成に関して、被告佐世保市に一定の「裁量」があることは原告らも認める。

しかし、「裁量がある」イコール「形式的手続きを踏んでいれば中身は問題にならない」では、もちろんない。

- (5) 平成 24 年水需要予測は、原告らが何度も述べるように、石木ダムの利水必要量 4 万トン「作出」するために作られたでたらめの予測、最初に結論ありき

の数字合わせの予測，である。

かかる予測は，たとえ形式的に水道施設設計指針に合致しているとしても違法であることは明らかである。

#### 4 生活用水予測について

##### (1) 原告らの訴状における主張

原告らは，訴状において，おおむね，以下のような主張をしている。

平成 24 年水需要予測では，「近年，全国同規模都市の原単位が減少傾向の中，本市においては，渇水（給水制限）時のみが減少しており，その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」，「全国の原単位の減少は節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われる。本市においてもこれは同様であると思われるが，その影響を受けた上で増加傾向にあるということは，節水どころでは無く，我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため，増加傾向になっている」と述べる（甲 B1・36 頁）

しかし，「増加傾向である」とする需要予測が恣意的であるし(訴状第 6 2(2)イ)，「一般的な受忍限界を超えている」ことについて何ら根拠を有していない(同ウ)。そしてそのことは，すでに第 2 でも述べたが，平成 19 年水需要予測と比較しても明らかである(同エ)。

さらには，事業計画において目的とされていない渇水の防止を起業者らは市民に強調して，石木ダムがなくても水源は十分確保できているという事実を隠ぺいことも指摘した(同オ)。

その上で，次の通り小括した(同カ)。

「本来，佐世保市において，市民は現在水不足に悩んでおらず，将来的にこれ以上水が必要にはならないことが明らかであるにもかかわらず，石木ダム事業を強行するため，まず，石木ダム事業に必要な水需要を計算した上で，その計算値に合致するような「佐世保市民の水需要」をねつ造している。



しかも、それだけでは弱いと思ったのか、本来石木ダム事業とは無関係な「渇水対策」を市民向けに広報し、市民の石木ダム事業に対する理解を誤らせている。この一事をもっても石木ダム事業が必要性のない無駄な違法な事業であることは明らかである」と。

(2) これに対して被告佐世保市は答弁書で、「原単位については、被告佐世保市の原単位の過去実績が、何らかの渇水対策を講じた年度はそのほとんどが前年度よりも減少し、渇水とならなかった年度は前年度よりも増加しており、その水量は全国の被告佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少なく、類似都市の平均値と比しても 60ℓ以上少ない水準にあることから、市民の水使用は渇水による制約を受けているものと判断している。・・・将来的に渇水を繰り返すことを前提とした予測を行うことは不適切である。従って、原単位の将来予測に当たっては、過去実績のうち、給水制限の影響を受けた実績を除外して予測をおこなった」と述べる(アンダーラインは引用者)。

(3) 仮に佐世保市民が「渇水による制約を受けてきた」ということを前提にするとしても、そのことから、「給水制限の影響を受けた実績を除外する」ことにはならない。第一に、他の都市であっても、何度も渇水を経験しているが、将来の水需要予測にそれを除外してはいないし、第二に、被告佐世保市が金科玉条のように抱く「水道施設設計指針」にもそのような記載はない。さらに言えば、被告佐世保市の主張を前提にするならばこれまでずっと、佐世保市民は「渇水による制約を受けてきた」ことになるが、平成 24 年水需要予測以外には、「給水制限の影響を受けた実績を除外」してはいない。

以上から、数字合わせのために不適切な実績を除外していることは明らかである。

(4) そもそも、佐世保市は水不足で苦勞してきた地域であり、市民は節水意識が高い。これは佐世保市が常に主張することである。

原告らもそれは正しいと考えている。確かに佐世保市民は節水意識が高い。

このことから導かれる結論は、「したがって、将来的にも水需要は伸びない」であろう。どこをどう間違えば「今我慢しているが、石木ダムで水が無尽蔵に使えるようになると、我慢の反動として水を浪費する」という結論になるのであろうか(被告佐世保市の主張は、畢竟そう言っているのである)。

加えて、石木ダムが完成した場合、水道代は当然上がる。そうなれば、もともと節水意識が高く、節水技術も有している佐世保市民が、高い水を今まで以上に使うはずがない。

- (5) 被告佐世保市は、「佐世保市は慢性的な水不足にあり、市民は水を使うのを我慢している。石木ダムが完成して水不足が解消されれば、市民は我慢しなくなるので一人当たり使用量が増加することが見込まれる」と甲 B 第 1 号証で説明している。

これは「原単位が上昇する推定は、石木ダムによって使用できる水量が増えたときに、実際に佐世保市民が使うはずだから正しい」という意味しかない。しかしそれは、石木ダムの存在を前提として、「石木ダム事業をわざわざ廃止しなくてもよい」という論理としてしか成立しない。つまりこの説明は、「ダムを造ったから需要が増加する」というものであり、「需要が増加するからダムを造る」ことの説明にはなっていないのである。

しかし、本来、平成 24 年水需要予測は、「将来の佐世保市の水需要予測」を議論するものであり、「石木ダム事業で水がジャブジャブ使えるようにする必要があるかどうか」を議論するものではない。しかし、被告佐世保市の主張は、まさしく、後者の論理なのである。

佐世保市の本音は「(すでに建設することとなっている)石木ダムの建設をやめる必要があるかどうか」の観点から平成 24 年水需要予測を策定したとしか思われぬ。第 2 で何度も指摘した「結論先にありき」の典型例である。

(6) 「他都市のとの比較」の欺瞞性

ア 前記のように，被告佐世保市は，「全国の被告佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少なく」と述べる。しかし，ここにも欺瞞がある。

イ 根拠が不明であること

佐世保市は，平成 24 年水需要予測（目標年平成 36 年）の生活用水原単位の需要予測を 207ℓ/人・日とした上で，「同規模都市平均 253ℓ よりも少ない」と説明し，まだまだ水が足りていないと主張している。

佐世保市は，「平成 24 年度 第 2 回佐世保市上下水道事業経営検討委員会」の資料において，生活用水の同規模都市平均を示すため，呉市，長野市，下関市等 14 都市を例に挙げ，グラフを示しているが，これら 14 都市をどのような基準で選んだのか，そもそも「同規模都市」とは何かが不明である。

この点につき，平成 23 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳を基にした人口動態によって全国市町村の人口を確認すると，佐世保市が選んだ 14 都市のうち，最大は長野市で 38 万 4284 人，最小は岸和田市で 20 万 791 人であった。そして，長野市と岸和田市の間には，佐世保市を除き 112 の市区町村が存在する。この 112 市区町村も存在する中から佐世保市が，何を基準に 14 都市を選びアンケートを採ったのかについて，その選定の根拠は明らかにされていない（本準備書面別表参照。佐世保市が選んだ 14 都市には●を付している。）。

さらに，佐世保市は，14 都市の数値のみをもって「同規模都市平均」としている可能性すらある。このような佐世保市の統計の使い方，検討手法を見れば，恣意的に市町村を選定し，佐世保市にとって都合の良いデータのみを集め，公開し，あたかも適正適切な検討を行っているかのように装っていることは明らかであろう。

ウ 同規模都市に向けたアンケートの内容も明らかにされていないこと

さらに，佐世保市は，かかる 14 都市の結果を「同規模都市アンケート結果

(寒冷地除く)」に基づくとしているが、どのような内容のアンケートを取ったのかも何ら明らかにしていない。

エ 「生活用水」に関する定義が不明確であること

佐世保市が示している 14 都市の水道局のホームページを確認すると、そのほとんどにおいて「生活用水」としての「水道事業の数値」が見当たらない。したがって、各市町村が佐世保市と同様の基準、指標によって「生活用水」の使用量を把握しているかについても疑念がある。

さらに、国土交通省が用いる「生活用水」の定義は、「調理、洗濯、風呂、掃除、水洗トイレ等の家庭で使用される水を『家庭用水』、オフィス、飲食店、ホテル等で使用される水を『都市活動用水』と呼び、これらを併せて『生活用水』と呼んでいます。」として、平成 24 年の全国平均が 290ℓ/人・日としている(国土交通省ホームページ)。

このように「生活用水」については国土交通省の定義があり、その中にはオフィス、飲食店、ホテル等が使用する水量も含まれていることから、各市町村において佐世保市と同様の指標で把握していない可能性がある。

さらには、佐世保市において異なる指標を用いて比較し、需要予測として開示している可能性もある。

オ 以上のように、佐世保市が根拠とする「佐世保市と同規模の 14 都市と比較して、佐世保市の生活用水の使用量実績は著しく低い」という主張には、多数の欺瞞性が含まれている。

もう一度整理するならば、

- ① 14 都市の選択が恣意的と思われる
- ② 「同規模と市平均」がその恣意的に選択された 14 都市と比較したものと思われる。
- ③ 14 都市に対して、どのようなアンケートをしたのかが不明である。

④ そもそも、アンケート対象が 14 都市なのか、それ以外にもアンケートをしたのかが不明である。前者であれば恣意性の問題が、後者であれば作為の問題が生じる。

⑤ 14 都市のアンケート内容が正しいのかどうか疑問がある。

これでは、本当に正しく調査されたのか確定できない。これまで述べてきた「佐世保市のやり口」からして、自己に都合の良い「操作」をしている疑いが極めて高い。

したがって、少なくとも佐世保市が、どの都市に対して、どのようなアンケートをしたのか、その年の選択基準は何なのか、回答された回答はどういうものであるか、が明らかにならない限り、この佐世保市の主張は信用性がない。

#### カ 求釈明

以上より、被告に対して、「佐世保市が、どの都市に対して、どのようなアンケートをしたのか、その年の選択基準は何なのか、回答された回答はどういうものであるか」の求釈明を求める。

#### キ 生活用水の需要予測の検討過程や公表方法の欺瞞

前項までで述べたように、佐世保市の「14 都市アンケート」は、それ自体全く信用性に欠けるが、仮に、佐世保市が他市町村に対して行ったアンケートの内容が佐世保市と同様の「生活用水」を把握するものとして実施され、その回答が適切であったとしても、佐世保市が資料として準備した平成 24 年水需要予測については恣意が存する。

例えば、先述の 14 都市の列举については、すべて佐世保市の使用量を上回る都市しか掲載されていない。あたかも佐世保市の使用量が全国的に見て一番少ないかのように見せかけている。

さらに、佐世保市の使用量が全国平均を下回っていたとしても、佐世保市

と同等の使用量の市町村がどれくらい存するのかは明らかにされていない。佐世保市が平成 24 年水需要予測をした当時の生活用水原単位は 189ℓ/人・日であったが、それ以下の市町村がなかったのか、200ℓ/人・日未満の市町村がどれほど存在するのか、それら市町村がいかなる需要予測を立てているのか、それらの市町村が佐世保市と同様に「節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えている」と分析しているのか、それらの市町村がどのような節水対策を講じ、それが佐世保市において導入不可能なのか等、まさに佐世保市と同等の使用量の市町村の需要予測と比較検討した結果が示されてしかるべきである。

なぜなら、安易、安直、不合理な検討によって奪われるのは、13 世帯の地権者が先祖代々その土地で何百年と培ってきた暮らしとコミュニティ、そして各地権者の人生そのものであって、その失われる利益の甚大さに鑑みれば、安易、安直、不合理な需要予測など一蹴されるべきは明らかだからである。

#### (7) 小結

以上のとおり、平成 24 年需要予測の生活用水に関する部分は、でたらめの数値を並べたものにすぎず、このような不合理な予測を基に、石木ダム建設を認め、その一方で、地権者の財産や生活、コミュニティそして人生そのものを破壊することは行政の裁量を逸脱するものであって、本件事業認定が違法であり取り消されるべきことは明らかである。

### 5 業務・営業用水

\* 訴状においては「生活用水」、「工場用水」、「業務・営業用水」の順で論じ、被告佐世保市の答弁書もその順になっている。しかし、被告佐世保市の種々の資料で、「生活用水」、「業務・営業用水」、「工場用水」の順で論じられているので、本書面でもその順とする。

#### (1) 原告らの訴状における主張

原告らは、訴状において、佐世保市の業務・営業用水の平成 24 年水需要予測

について、小口需要が観光客数の増加に対応して増えるというのは因果関係が不明であり何ら根拠のない予測であること(第6 2(4)イ(ア))、大口需要である米軍と自衛隊については「生活過去最大の需要実績の数値が平成29年度以降続くという予測にも何ら根拠がない」ことを指摘して(同(イ))、業務・営業用水量が1.33倍も増えるという需要予測は、本件事業の必要性を殊更作り出すための恣意的予測であると主張した。

## (2) 被告の主張

これに対して、被告佐世保市は、答弁書において、「被告佐世保市の業務・営業用水は、大口需要者は基地関係に限られ、小口需要は観光関連企業の水使用が最も多い。大口需要の予測に当たっては、防衛省に対して文書による意向確認を行い、この結果に基づき、数的根拠を過去実績の最大値に求めている。小口需要は、観光客数と使用水量の実績に相関関係が確認されたことから、佐世保市総合計画の観光客数の将来値を用いて予測を行った」たとしている(アンダーラインは引用者)。

しかしこの反論は、でたらめである。

## (3) 小口需要について

ア 小口需要については、観光客数と使用水量の相関関係はないかあっても低い。

例えば、同じ程度の350万人前後の観光客数があった2004年度(観光客数353万912人)と2010年度(観光客数358万5700人)を比べてみると、小口需要の実績は、前者が16,682 m<sup>3</sup>/日、後者が14,883 m<sup>3</sup>/日と1800 m<sup>3</sup>/日もの大きな開きがあり、後者の方が観光客数はむしろ増えているのに、小口の需要量は1割以上も減っている。

また、2009年度と2010年度を比較すると、観光客数は前者が333万3100人、後者が358万5700人と観光客数は25万2600人(7.6%)も増加してい

るのに、小口の需要実績は、前者が 15,062 m<sup>3</sup>/日、後者が 14,883 m<sup>3</sup>/日と 179 m<sup>3</sup>/日減少している。

さらに訴状 p40 でも述べたが、2014 年度は観光客数が対前年比で 9%増えたのに、小口の水量は 2%減っている。このように、過去の観光客数の増減と業務・営業用水の使用量との間に、相関関係などほとんど見出せない。

イ 観光客数との関連性に基づく予測手法は従来採用していなかったこと

(ア) そもそも、佐世保市は、従来の各予測における小口需要の予測では、かかる手法をとっていない。

例えば、平成 24 年水需要予測の直近の予測である平成 19 年水需要予測において、佐世保市は、小口需要について、合計 5 つのトレンド式（平均増減数，平均増減率，修正指数曲線，べき曲線，ロジスティック曲線）による時系列傾向分析を行っているが、「いずれも相関関数が低く妥当な推定式は得られなかった」として不採用とした上で、「従来は水を大量に使用しない企業しか誘致できなかったが、今後は、石木ダムにより安定した水需給が行えるから、水を大量に使用する企業も含めた企業誘致を今後行っていく」として、「過去 20 年の実績のうち 2 番目に大きい数値を目標年度に設定する」という需要予測をした（甲 B 第 3 号証 p 27・28）。この平成 19 年水需要予測の手法は、現在の水需要への対応ではなく、石木ダム建設によって将来の水需要を作り出すというダム建設を推進するための予測であり、全くもって逆転した不合理な手法であることは論をまたないが、その点はひとまず措くとして、少なくとも佐世保市は、平成 19 年水需要予測においても、業務営業用水の小口の需要予測について、観光客数との相関関係に基づく予測手法は採用していなかったのである。

(イ) どうして平成 24 年水需要予測から、突然観光客数との関連に基づく予測手法に変更したのか、その理由について、佐世保市は、原告らの度々の求



釈明に対し、まともな回答が全くできていない。佐世保市の小口需要は、もともと観光関連の企業が占める割合が高かったはずであるが、この5年間の間に、小口需要と観光客数の相関関係が、それまでずっとなかったのに、突然あることになったのか。あるいは、「相関関係を確認し」（答弁書 p14）という表現からすれば、この5年間のうちに、小口の水需要を導き出すための「手法」として、観光客数との相関を「発見した」というのであろうか。

- (ウ) 佐世保市が、予測手法を変更した合理的理由を説明できないのは、その変更にも合理的理由がないからである。佐世保市が予測手法を突如変更したのは、それが石木ダム建設のために都合のいい右肩上がりの需要予測を作出できる方法を編み出したからであり、しかも、その意図的な予測ができるようになったのは、以下述べる通り、佐世保市の最大の観光施設ハウステンボスを、平成24年水需要予測から突然小口需要に変更したからである。従来の予測手法では、「思った以上に需要が伸びない」ことから、今回、観光客数との相関という手法を採用したに過ぎない。過去に採用した予測手法をしていない点ですでに「先に結論ありき」であり、明らかに不合理である。

ウ 従来は大口需要であったハウステンボスを突然小口需要にしたこと

- (ア) 佐世保市が業務営業用水小口需要の予測手法を突然変更したことに関連して見逃してならないのは、佐世保市は、平成24年水需要予測から、前回まで大口需要として分類していたハウステンボスを突然、小口需要の中にも含めるようになったことである（甲B第1号証 p47）。これは、小口需要と観光客数との相関関係を捏造するために考えついた分類変更としか考えられない。

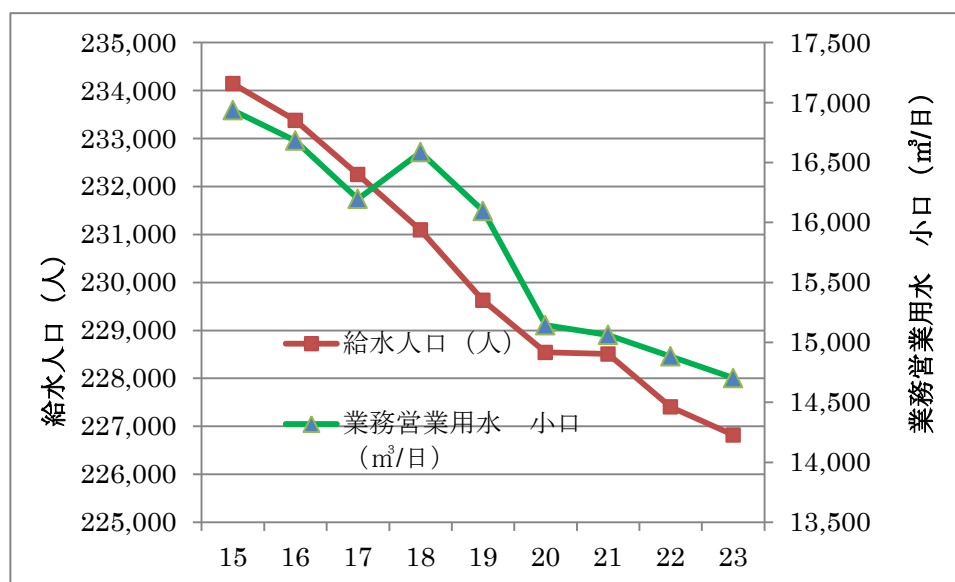
- (イ) ハウステンボスは、「全国の主要レジャー・集客施設 入場者数ランキング」でも、2016年度は、前年度比 11.2%増となる過去最高の 310 万 7000 人の入場者数を集め、東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパンに次ぐ全国で堂々の 3 位にランクされる全国屈指の人気のテーマパークである。ハウステンボスは、佐世保市の観光客数の半分以上を占める断トツの集客力を誇る最大の観光施設であり、使用水量からしても、米軍や自衛隊と並ぶまさに大口需要そのものである（例えば平成 8 年度実績では、米軍 1,890 m<sup>3</sup>/日、ハウステンボス 1,496 m<sup>3</sup>/日、自衛隊 1,402 m<sup>3</sup>/日）。
- (ウ) 平成 19 年水需要予測において、佐世保市は、ハウステンボスについて、「景気の回復に伴い入場者の増加も期待されるので、・・・過去の実績 15 ヶ年の実績の内、2 番目に大きい 1,496 m<sup>3</sup>/日を丸めた 1,500 m<sup>3</sup>/日を目標年度（平成 29 年度）に設定する」として、大口需要に分類した需要予測をしていた（甲 B 第 3 号証 p 29）。
- (エ) ところが、佐世保市は、平成 24 年水需要予測から、突如ハウステンボスを小口需要に変更した。被告は、その理由について、全く明らかにしないので、ぜひ明らかにしていただきたい。
- なお、別訴では、被告である国は「ハウステンボスは、他の観光施設への誘客を図るための中心との位置づけを失い、また市全体の観光戦略としてハウステンボスを含めた観光施設等の観光客数の目標値が示されたことから、他の観光施設等と共に小口需要として予測するのが合理的であった」などと意味不明のことを縷々述べる。被告佐世保市には、当事者として、客観的に合理性のある理由を明らかにしていただきたい。
- (オ) 平成 24 年水需要予測が、小口需要について、観光客数との相関関係に基づく予測手法に突然変更したことと、それと同時にハウステンボスを突然小口需要に含めたことは、まさしく一体のものであり、前記のとおり、従

来の予測手法では「需要が伸びず、石木ダム建設に必要な数値にならない」ことから、観光客数と小口需要の相関関係が有意なものとし、もって小口需要の増加傾向を作出するため、ハウステンボスについて何ら合理性のない分類変更を行ったものであることはもはや疑いようのない。

エ 観光客数よりも給水人口の方が小口需要との相関関係が高いこと

(ア) 以上のように、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、佐世保市が、石木ダムの必要性を作出するための右肩上がりの小口需要予測を意図的に行うためのものにすぎず、過去の需要予測では一度も採用されてこなかったものである。

(イ) ところで、統計学的には、業務営業用水の小口需要にハウステンボスを加えたとしても、観光客数より高い相関関係があるのは、給水人口である。平成 15 年度から平成 23 年度の佐世保市の給水人口と業務営業用水の小口の推移をグラフに表すと以下のとおりである。



(ウ) さらに、観光客数と給水人口により、業務営業用水の小口の需要予測の多変量回帰分析をすると、業務営業用水の小口の需要予測は、以下の数式で求められる。

業務営業用水の小口＝

$$0.0013 \times \text{観光客数} + 0.2631 \times \text{給水人口} - 49534.6$$

その結果を，一覽にまとめると，以下の表のとおりである。

業務営業  
用水 小口  
の動向

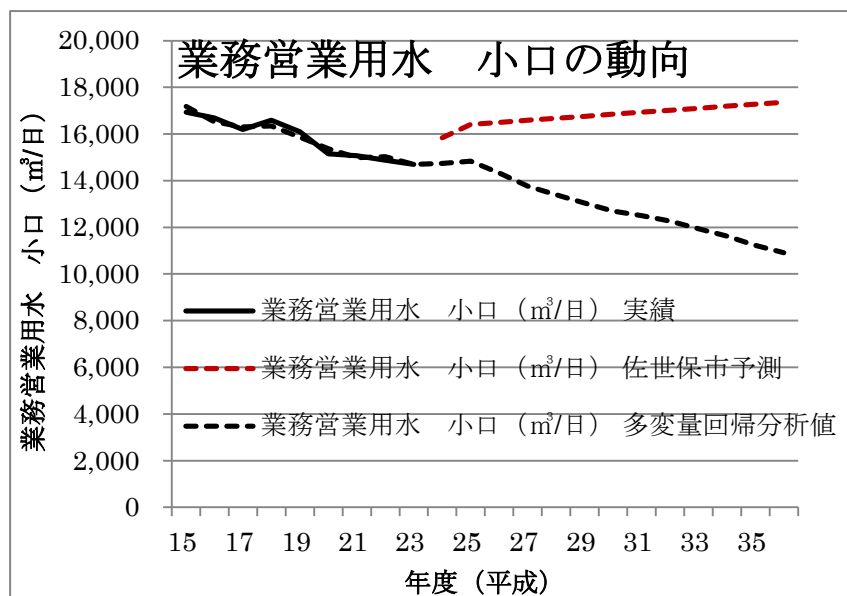
観光客数と給水人口の動向

年 度 (平 成)	観光客数(万人/年)		給水人口(万人)		業務営業用水 小口(m <sup>3</sup> /日)		
	観光客数 (人/年) 実績	観光客数 (人/年) 佐世保市 予測	給水人口 (万人) 実績	給水人口 (万人) 佐世保市 予測	実績	佐世保 市予測	多変量回 帰分析値
15	3,876,530		234,144		16,936		17,182
16	3,530,912		233,380		16,682		16,525
17	3,588,845		232,248		16,197		16,304
18	3,853,097		231,095		16,586		16,349
19	3,774,904		229,627		16,096		15,859
20	3,617,400		228,540		15,144		15,366
21	3,333,100		228,509		15,062		14,983
22	3,585,700		227,403		14,883		15,025
23	3,453,800		226,821		14,703		14,698
24		3,634,343	225,742	226,090		15,836	14,743
25		3,814,886	224,488	225,555		16,415	14,841
26		3,842,096	223,066	223,452		16,502	14,323
27		3,869,306	222,249	221,212		16,588	13,770
28		3,896,516		219,661		16,674	13,398

29	3,923,725
30	3,950,935
31	3,978,145
32	4,005,355
33	4,032,565
34	4,059,775
35	4,086,985
36	4,114,195

218,160	16,761	13,039
216,726	16,847	12,697
215,829	16,932	12,497
214,829	17,018	12,270
213,428	17,104	11,937
212,092	17,189	11,622
210,455	17,274	11,227
209,119	17,359	10,911

これらの情報のうち、業務営業用水の小口の実績、佐世保市予測、多変量回帰分析値をグラフにすると、以下のとおりである。



黒い実線が小口の実績、右肩上がりに増加する赤の点線が佐世保市の予測、右肩下がりに減少する黒の点線が多変量回帰分析で得られた数値である。多変量回帰分析で得られた数値と実績値がほぼ一致しており、この分析方法の正確性が確認できる。そして肝心の将来の需要予測数値は減少傾向が続いて

いる。つまり、観光客数が増えたとしても、人口減少が進み給水人口が減り続けていけば、業務営業用水の小口は減少していくという傾向がはっきりと予測できるのであり、これが、佐世保市の需要予測より、はるかに合理的な需要予測である。

- (エ) これはある意味当たり前である。別に業務・営業用水の小口需要に限らず、一般的に、どのような水需要も、人口の増減に最も相関するからである。

したがって、佐世保市の人口が減少すると被告佐世保市がしている以上、どのような水需要も伸びることはあり得ないのである。

佐世保市が、平成 19 年水需要予測においては「いずれも相関係数が低く妥当な推定式は得られなかった」とし、平成 24 年水需要予測においては(ハウステンボスを繰り込むことで)「相関関係を確認し」たのも、いずれも「水需要が増加する傾向について」という主語が隠されている。

純粹に予測すれば、「いつの時代も、『業務・営業用水の小口需要は減少する傾向がある』ことは目の前にありありと存在していた」のである。

これもまた、「先に結論ありきを」示す好例である。

- (オ) 小括

以上のとおり、佐世保市が平成 24 年水需要予測から突然採用した観光客数との相関関係に基づく小口需要の需要予測は、ハウステンボスを小口需要に含めるなどの意図的操作を加えた上で、石木ダム建設のために都合のいい右肩上がりの需要予測を作出できる極めて恣意的な予測方法である。

しかも、そうした意図的操作を加えてもなお、小口需要は、観光客数よりも給水人口の方が相関関係が高いのであって、佐世保地区で給水人口が減少し続ける以上、小口需要も伸びないのである。

したがって、小口需要の佐世保市の平成 24 年水需要予測が、全く不合理であることは明らかである。

#### (4) 大口需要

##### ア ハウステンボスを除外した恣意性

被告佐世保市は、前掲引用したように、答弁書において「被告佐世保市の業務・営業用水は、大口需要者は基地関係に限られ」と述べる。

しかし前記第 2 3 項(2)ウ(イ)A 掲載の表を見れば明らかなように、平成 12 年、同 16 年、同 19 年の各水需要予測では、ハウステンボスを大口需要としてきている。

いったい、いつから、どのような根拠に基づき、「大口需要者は基地に限」ってきたのであろうか。

もちろん、この主張は、小口需要で指摘したように、ハウステンボスの「(ある程度)大きな水量を小口に移さないと小口水需要を『作出』できない」とことと表裏一体である。

行き当たりばったりの口から出まかせの主張であることは明らかである。

##### イ 大口需要予測のでたらめさ

(ア) 被告佐世保市はその「基地」の需要予測については「大口需要の予測に当たっては、防衛省に対して文書による意向確認を行い、この結果に基づき、数的根拠を過去実績の最大値に求めている」とする。

平成 24 年水需要予測においては、もう少し詳しく、「国防上、西の拠点として、今後とも役割はますます重く、高度な運用がなされる。また、万が一の災害等の緊急時等における適切な活動を行うためにも、十分な水量確保が必要である」と述べて、過去最大値を採用するとしている(甲 B 第 1 号証 p47)。

しかしこの主張も極めて不合理で、恣意的である。

(イ) 大口需要予測について過去最大値を採用する合理性がないこと

A 佐世保市が過去最大値を採用するとする根拠は、佐世保市が防衛省から得た回答文書によれば、「万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動を遂行するためにも、十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」とあることから、この回答に基づいて、過去の実績最大値を採用したという。

B しかし、米軍の過去実績最大値は平成 12 年度の 2,279 m<sup>3</sup>/日、自衛隊の過去実績最大値に至っては、なんと平成 24 年水需要予測の時点から 25 年前も前の昭和 62 年度の 1,955 m<sup>3</sup>/日であるが、平成 24 年水需要予測時点の最新の実績値であった平成 23 年度は、過去最大実績値と比較して、米軍が約 3 割減の 1,645 m<sup>3</sup>/日、自衛隊が約 4 割減の 1,138 m<sup>3</sup>/日まで水量は大きく減っているのであり、今後、水需要が大幅に増加する客観的かつ合理的な根拠は一切存在しない。

C それでも、「将来の水需要予測が困難な場合には過去の水需要の最大値等を用いることもあるという設計指針があるからそれでいい」と強弁するのであれば、水需要予測など無意味であり、起業者がいくらでも水需要を捏造できることになり極めて不当である。少なくとも、平成 24 年度予測で過去 25 年も前にさかのぼって最大値を採用しなければならなかった根拠が示されなければならない。

D 佐世保市は、過去最大値は、どういう状況でそれだけの水が必要になったのか、今後もいったいどういう状況でそれだけの水が必要になると想定しているのか、明らかにしていただきたい。

(5) 小佐々地区の追加

平成 24 年水需要予測では、従来の予測と比較すると、小佐々地区の水需要を加えている。



小佐々地区の水需要予測が正しいかどうかはさておき、少なくとも、現に小佐々地区で水供給がされているのであるから、その供給量は「保有水源」として考慮されなければならない。

しかし第 2 で指摘したように、小佐々地区は本来石木ダムから給水することは前提としていない。

明らかな論理矛盾であり、水需要を「水増し」するためだけの方便である。

#### (6) 小括

以上のように、小口需要予測、大口需要予測ともに、まったく不合理な予測であり、先に結果ありきの数字合わせであることは明らかである。

これまで何度も何度も、「将来において営業・生活用水の水需要が伸びると予測しながら、ことごとく外れてきた」ことは、第 2 で述べたとおりである。

佐世保地区において、業務・営業用水の水需要が伸びないことは明らかであり、平成 24 年水需要予測をした時点での、過去の「予測の失敗」に全く何も学んでいない。佐世保市が学んだことは、「失敗したら別の項目を立てて数字合わせをすればよい」ことだけであるが、その手法は、当然に不合理である。

### 6 工場用水

#### (1) 原告らの訴状における主張

原告らは、訴状において、佐世保市の工場用水の平成 24 年水需要予測について、大口需要先である佐世保重工業株式会社（以下「SSK」という。）の使用量が 4.88 倍にも急増するのは何ら根拠のない予測であること、小口需要は明らかに減少傾向が続いているのに過去 20 年の平均値を採用するのは合理性がないことを指摘して、工場用水の需要予測は、本件事業の必要性を作り出すため、客観的な根拠もなく水需要を捏造した起業者の卑劣な企ての象徴的なものだと主張した(訴状第 6 2 項(3)ウ)。

#### (2) 被告の主張

## ア 大口需要

これに対して、被告は、答弁書 p14 において、「大口需要の予測に当たっては、造船企業に限られることから、その特性に応じた予測を行うため、当該造船企業に対して実態調査及び意向確認を行った。その結果、当該造船企業は、従来の新造船事業中心の経営から修繕船事業中心の経営に転換することを予定しており、修繕船事業では、修繕作業の工程当初に大量の水道を使用し、これが複数のドックで同時に使用されるケースが想定されることが分かったため、このような特殊な水使用形態を、水需要予測の目的である施設の能力規模に反映させたものである」と答弁している(アンダーラインは引用者)。

## イ 小口需要

また、同頁で、小口需要については「小口需要の予測に当たっては、過去実績に時系列的な傾向が確認されず、また、業種の幅が広いため特定の指標値に基づいた予測ができなかったことから、水道施設設計指針(以下「設計指針」という。)に従い、数的根拠を過去実績値に求めた。設計指針では、「過去の水需要の変動から一定の傾向を見出すことが難しい場合(略)、過去の水需要の平均値や最大値等を用いることもある。」と示されている。被告佐世保市では、当時(平成 24 年度)国内経済が回復基調にあると報じられていたものの、必要最小限度の水源開発との観点から、過去実績の平均値を将来の計画値として採用している」と答弁している(アンダーラインは引用者)。

ウ しかしいずれも出これまたでたらめの主張である。以下詳しく述べる。

### (3) 工場用水の大口需要 (SSK) 予測について

#### ア 被告佐世保市の主張の補足

被告佐世保市は、本訴訟の答弁書では詳細に述べないが、別訴あるいは裁判前の被告佐世保市との交渉の過程における主張や修正も踏まえれば、おおむね大口需要予測とその算定根拠として次のような主張を展開してきた。

- (ア) 大口需要とは、佐世保市の工場用水の大部分を占めている佐世保重工業（SSK）の需要のことであり、佐世保市の平成 24 年需要予測における大口需要（SSK）は、平成 23 年度の実績である 1,166 m<sup>3</sup>/日が、平成 27 年度以降は、恒常的に 5,691 m<sup>3</sup>/日となり、4.88 倍にも急増する。その差は 4,525 m<sup>3</sup>/日であるが、まさにその差に相当する分の水量として加算されるのが、SSK における修繕船事業での水需要の増加である。
- (イ) 平成 24 年需要予測において、佐世保市は、SSK の水需要の増加は、「SSK では経営方針変更にともない、修繕船事業の売上高を約 2 倍見込んである」（甲 B 第 1 号証 p56）、つまり修繕船事業の売上高が 2 倍になるから需要が 4,412 m<sup>3</sup>/日に増加するとしている。
- (ウ) ところが、この修繕船事業の売上高が 2 倍というのは、全くの虚偽であり、SSK が、修繕船事業の売上高が 2 倍になるなどと発表したことは一度もないし、そのような予定もないし、事実としてもそうになってはいない。SSK の水需要を捏造するため、佐世保市が、事業認定庁を欺こうと故意に記載したものと思われるが、佐世保市のやり方はあまりにも汚い。
- 佐世保市は、修繕船事業の売上高 2 倍は虚偽であり、石木ダムの必要性を作り出すための卑劣なやり方であることを追及された結果、この表現が虚偽であったことを認めるに至った。
- (エ) すると、今度は、佐世保市は、SSK の水需要の大幅増の算定根拠について、以下のような説明をするようになったが、以下の説明も、事業認定庁を欺いて、SSK の水需要を捏造しようとする本質は何も変わっていない(甲 B 第 1 号証 p52, 56)。
- A SSK が平成 27 年度から、新造船事業中心を見直し、修繕船事業中心へ経営方針を転換すると発表した。

B 修繕船事業における水の使用形態は、工程の当初の船体洗浄時のみ大量の水を使うパルスの（脈動的）な使い方であり、船体洗浄が占める割合は全体水量の 8 割である。

C 修繕船に使用する全水量の過去の実績（H15~23）は、1 隻平均で 2,693 m<sup>3</sup>/日、また 1 隻平均の修繕作業日数は 10.5 日であった。

D ドック修繕時に必要となる平均的な船体の 1 隻あたりの給水量は、以下の式で求められる。

$$2,693 \text{ m}^3/\text{日} \times 0.8 + 2,693 \text{ m}^3/\text{日} \times 0.2 \div 10.5 \text{ 日} = 2,206 \text{ m}^3/\text{日}$$

E SSK では、経営方針の転換に伴い、従来一つのドックで行っていた修繕船事業を 2 つのドックで同時に行う可能性を見込んでいる。

F もし 2 つのドックで平均的な船体の同時洗浄が生じれば、必要な給水量は計算上 4,412 m<sup>3</sup>/日（2,206 m<sup>3</sup>/日 × 2 = 4,412 m<sup>3</sup>/日）となる。

G 使用水量のパルスは、修繕船の受け入れによってランダムに出現するものであり、あらかじめ時期を想定できるものではない。

H この場合の需要予測は、年間使用水量を年間日数で割った一日平均給水量ではなく、複数のドックで平均的な船体の同時洗浄による使用水量を想定した一日最大給水量に対応した数値である必要がある。

I したがって、常時この水量に対応できるようにするため、4,412 m<sup>3</sup>/日にその他 1,279 m<sup>3</sup>/日を加えた 5,691 m<sup>3</sup>/日という予測値を大口需要の一日最大給水量として設定する。

J これについては、2 名の有識者も妥当との意見を述べている。

#### イ 佐世保市の算定根拠の検証

- (ア) 佐世保市の上記算定根拠は、SSK が修繕船事業中心の経営方針への転換を発表したことから意向調査を行った結果、修繕船の船体洗浄作業における水使用量の増加が見込まれることから、その水量を大口の加算水量とし

て積算したというものである。

すなわち、佐世保市の需要予測の要素を突き詰めると、すべては「①SSKの修繕船事業中心への経営方針転換により、②修繕船の船体洗浄を同時に行う可能性がある」から、莫大な量の水が必要だということに尽きる。

しかし、かかる佐世保市の需要予測が、客観的かつ合理的な根拠に基づいていないことは以下述べるとおり明らかであり、佐世保市が工場用水の大口需要を増加させるために虚偽の説明を駆使して、事業認定庁を欺いたとしか言いようのないひどいものである。

(イ) ① 「SSKの修繕船事業中心への経営方針転換」という説明自体が虚偽であること

A 佐世保市の水需要予測の全ての前提となるSSKの「経営方針の転換」とは、2012(平成24)年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針(事業再構築について)」(以下「SSK方針」という。)を指している(甲B第6号証)。

B SSK方針では、手がける事業の変革として、艦艇・修繕船事業の総売上にも占める事業構成比として、2011年度実績の13%から、2014年度(イメージ)には25%に引き上げるという。しかし、売上高ベースで見ると、修繕船事業は、2011年度実績の約86億円(総売上高661億円×13%)から、2014年度目標は100億円であり、2011年度実績の1.16倍となるにすぎない。

C そもそもSSK方針とは、それまでのSSKの主力事業であった新造船事業の採算が悪化し、全体的な売上減少が続いて経営環境が厳しくなったことから、SSKが、「新造船事業の採算改善による生き残り」をかけて、主力の新造船事業の規模を大幅に縮小し、会社の業績回復を図るという経営再建策のことである。SSK方針では、それまで主力であった新造船事

業について、事業比率として 2011 年度実績の 75%から 2014 年度には 40%に引き下げ、売上高ベースでは、2011 年度実績の 496 億円から 2014 年度目標は 150 億円へと 70%もの売上減を見込んでいるのである。

それでも修繕船事業の 2014 年度目標は先に示したように 100 億円であるから、依然として、新造船事業が中心であることには変わりがない。

すなわち、修繕船事業の事業比率が 2 倍近くに引き上がったのも、主力事業たる新造船事業の規模が縮小した結果ないしは反射的效果として、他の事業の事業比率が必然的に上昇したためにすぎない。

それがまさに先ほど述べた、売上高ベースでみれば、修繕船事業は、2014 年度目標は、2011 年度実績の 1.16 倍となるにすぎないと述べたことの本質である。

D しかし佐世保市は、本当はその程度の意味にすぎない SSK 方針を、あたかも修繕船事業が強化され、SSK が平成 27 年度から、「新造船事業中心を見直し、修繕船事業中心へ経営方針を転換する＝修繕船事業が倍増する」と説明しており、これは事業認定庁を欺く詐欺に近い表現である。

SSK 方針においても、2014 年度目標で、いまだ新造船事業は 40%の事業比率を占め、修繕船事業は 25%にすぎないのであって、修繕船事業中心の経営方針とは大げさにも言い得ない。

そのことを十分熟知した上で、佐世保市は、かかる SSK 方針の本質は隠蔽し、船体洗浄に一時的に大量の水を使う修繕船事業を SSK の水需要大幅増加の口実に利用しようと画策し、平成 24 年度水需要予測を捏造したものであることはもはや疑いようがない。

(ウ) その後の SSK の修繕船事業の売上高について

上記 SSK 方針が、全体的売上減少が続く中での新造船事業の規模の縮小に主眼があって、修繕船事業の強化、ましてや「修繕船事業中心の経営方

針への転換」などというのが全くの虚偽であることは、その後の SSK の売上高実績をみれば一層はつきりする。SSK の売上高実績の推移は、以下のとおりである。(単位は億円、千万円以下は四捨五入、括弧内は売上高に対する事業比率。西暦は年度)。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総売上高	661	359	310	316	390	425
新造船	496 (75%)	230 (64%)	188 (61%)	216 (68%)	296 (76%)	285 (67%)
修繕船	86 (13%)	83 (23%)	71 (23%)	39 (12%)	48 (12%)	103 (24%)

このように、SSK は、新造船事業の規模を縮小したとはいえ、依然として新造船事業が売上高の 61～76% を占める堂々の主力事業であり、他方で、修繕船事業は、事業比率として 12～24% であり、売上高ベースでも、この 6 年で最も売上が大きい 2016 年度実績でも、2011 年度実績と比べて 1.2 倍でしかない。

(エ) ② 修繕船の船体洗浄を同時に行う可能性に根拠がないこと

A 上記のように、佐世保市が大口需要大幅増の根拠とする SSK の「修繕船事業中心の経営方針への転換＝修繕船事業倍増」自体が虚偽であるが、佐世保市は、さらに SSK の意向調査を実施し、SSK の経営方針転換に伴う水需要の増加を確認したとして、事業認定庁に対し、SSK とのやり取りの文書を提出している。同文書には、何の根拠もなく、突如、工場用水として大量の水が必要となるかのような記載が出てくる。なお、同文書は、別訴（事業認定取消訴訟）においては、国側から証拠提出されており、本

訴においても被告佐世保市がいずれ提出するものと思われるが、現時点では提出されていないため、原告らの方で提出する。

**B** 平成 24 年 12 月 28 日付け SSK の「水需要の将来見通しについて（回答）」（甲 B 第 26 号証，以下「SSK 回答①」という。）

これは、佐世保市が SSK に対し、SSK 方針に伴う水需要の将来見通しについての質問（甲 B 第 20 号証）したことに対する SSK の回答である。SSK 回答①において、SSK は、SSK 方針を述べた上で、修繕船事業について、「これまで以上に大量の水道水を一時的に集中して使用することになります」と記載されているが、具体的な数値は一切明記されていない。また、「これまでの倍以上の水量を供給して頂くことも十分考えられますので、こうした使用を前提とした供給計画を策定して頂きたいと考えております」とも記載されているが、これは、新造船事業での水使用と修繕船事業の水使用の二つについて説明したものであり、修繕船の船体洗浄が二つのドックで同時にやるという前提ではないし、また「これまでの倍以上の水」といっても、平成 23 年度の SSK の水使用量実績は 1,166 m<sup>3</sup>/日にすぎず、2 倍としてもせいぜい 2300 m<sup>3</sup>/日程度である。

**C** 平成 25 年 4 月 8 日付け SSK の「水需給計画における将来見通しについて（回答）」（甲 B 第 28 号証，以下「SSK 回答②」という。）

これは、佐世保市が SSK に対し、SSK の大幅な水需要の増加を捏造して折り込んだ平成 24 年度水需要予測を既に策定した後に、平成 25 年 4 月 4 日付けで改めて質問（甲 B 第 27 号証）をしたことに対する回答である。そもそも、既に水需要予測を策定して厚生労働省に提出しておきながら、「改めてご意見を賜りたい」（甲 B 第 27 号証）などというのは笑止千万であり、この SSK 回答②は、SSK の水需要予測が正当であることの証拠として後付けで提出し、もって水需要の捏造をごまかすために作成され



たものであることが強く推測される。

SSK 回答②には、「この『船体洗浄』作業が複数のドックで同時に行うことが想定されるということです」と佐世保市が望む水需要の結論を先取りした抽象的な記載はあるが、その状況が生じる客観的かつ具体的な根拠は何ら示されていない。また、それを裏付けるかのように、SSK は、「具体的な水量データについては、弊社では把握しておりませんが、貴市において過去の修繕船での使用水量の実績をもとに分析され、水需要計画に計上されているとおりに、最初の作業での水道水の使用水量については日量約 2000 m<sup>3</sup>程度の水量になるのではないかと考えております」と述べ、SSK は、具体的な水量を自社で算定してはならず、佐世保市が算定した水需要を追認する。その姿勢は最後まで続いており、SSK は、結論として、「以上のとおりに、今後のドックの『新たな運用』や『稼働率の上昇』による水量の増加や過去の修繕船における水使用の実態に加えて、今後の弊社の経営戦略等を考えますと、貴市で新規水量分として予測されている日量 4,412 m<sup>3</sup>は最低限確保していただきたい水量と考えております」と述べているが、結局、佐世保市が SSK の水需要として予測した数値は、SSK ではなく、佐世保市が独自に欲しい水需要を算出した上で、それを SSK に「それでいいです」と言わせた数値であることは間違いない。

佐世保市が実施した SSK の意向調査というのは、つまるところ、佐世保市が石木ダムを建設するために必要な水需要の数字を「それでいい」と確認させるためだけのものである。民間企業である SSK としては、使うことがあるかどうかわからないながらも、自社が使用しうる水の供給能力が、自己の負担が一切なく、税金によって増強されるのであれば、それを拒否するはずはなく、この意向調査自体、「結論先にありき」の茶番であ

り、さらに言えば、佐世保市が SSK を説得して、SSK の水需要を捏造したものである。

D 以上のとおり、SSK 方針を見ても、また佐世保市と SSK のやり取りの文書を見ても、SSK が、2011 年度までは一度も行ったことがない「修繕船の船体洗浄を同時にやる可能性」が突然出てくることを客観的合理的に示す証拠は一切ない。それはそのような同時船体洗浄の可能性がそもそも存在しないからに他ならない。

(オ) 小括

SSK の水需要予測は、経営が悪化した SSK が、新造船事業の規模を縮小し、その反射的効果として、修繕船事業の比率がたまたま高まることを奇貨として、佐世保市が、石木ダム建設ありきの目的で、SSK の水需要の増加を捏造したものであり、平成 24 年度水需要予測には、全く信用性がない。

ウ 一日最大給水量を利用することの不合理性

(ア) 佐世保市の従来の水需要予測

当の佐世保市自身も、平成 24 年水需要予測より**以前の水需要予測**においては、工場用水を含む用途別の水需要予測において、**一日平均有収水量の数値**を採用してきた。例えば、平成 24 年水需要予測の 5 年前の平成 19 年水需要予測では、佐世保市は、工場用水について大口需要 (SSK) と小口需要に分けて予測しているが、そのうち大口需要 (SSK) の予測については次のように記載されている。

「佐世保重工業については、今後景気回復に伴い、水量が増加していく可能性があることから、現在よりもある程度の水量増を見込む必要がある。このため、平成 6 年の大渴水の影響を受けていない過去の実績を含めた 20 ケ年の実績のうち、2 番目に大きい 2,534 m<sup>3</sup>/日を丸めた 2,600 m<sup>3</sup>/日を目標年度 (平成 29 年度) に設定し、途中年度は実績値と直線的に補完すること

により設定する」(同 p35)。

ここに出てくる 2,600 m<sup>3</sup>/日という予測値は、工場用水の大口需要(SSK)の一日平均有収水量を意味している。佐世保市の水需要予測に関するあらゆる資料に登場する用途別の水需要予測の実績値や予測値は、すべて合算前の用途別の一日平均有収水量のことであり、佐世保市の過去の水需要予測においても、常に一日平均有収水量の数値が採用されてきた。

(イ) 平成 24 年水需要予測における突然の変更

ところが、佐世保市は、本件事業の申請にあたり、その利水面の根拠資料となる平成 24 年水需要予測では、突然、平成 27 年以降の工場用水の大口需要(SSK)の予測についてだけ一日最大給水量を採用した。その理由は、「SSK の修繕船事業の水使用実態を水需要予測に反映させるため」として専ら SSK の修繕船事業中心への経営方針転換を理由としている。しかし、何十年も続いてきた水需要予測の原則的考え方を突如大きく変更するにもかかわらず、その客観的な根拠は極めて乏しく、「SSK の水需要を過大にするため」としか考えられない。

(ウ) 給水量の二重計上であること

しかも、佐世保市の需要予測の考え方をとると、工場用水の給水量は二重に計上されることになる。すなわち、上記(ア)で述べたとおり、水の水需要予測は、本来、用途別に一日平均有収水量を算出し、それを合算して、その後、全体の水需要の一日平均給水量、一日最大給水量、計画取水量を順次算出していくところ、工場用水のみ、一日最大給水量を算出する前の「一日平均給水量」を算出する時点で、一日最大給水量をすでに採用している。したがってそれを用途別の一日平均有収水量と見なすとすると、工場用水は、その後再び負荷率で割り戻されて全体の日最大給水量を算出する時点で水量が二重に計上されたことになるのであり、水需要の水増しである。

(エ) 小括

結局、佐世保市は、落ち込む一方の水需要を増加させる起死回生の策を探していたところに、SSKの経営方針転換に伴い水使用形態が変更される可能性が出てきたことに目を付け、工場用水の大口需要（SSK）の予測についてのみ一日平均有収水量を採用せず、一日最大給水量を一日平均有収水量算出の数値として採用したとしか考えられない。

前記イで述べたとおり、その「一日最大給水量」さえ、水増ししたでたらめな数値であるが、それをさらに二重計上して、水需要を過大に見せかけようとしている。まさしく「水増しの水増し」であり、水需要予測の基本的な考え方からすれば明らかに誤りである。

(4) 工場用水の小口需要（SSK）予測について

ア 佐世保市の需要予測とその算定根拠

佐世保市は、小口需要について、食品製造業、金属加工業等の小口需要は、業種の幅が広く特定の性格を有しないこと及び過去実績に時系列傾向が確認されていないことから、過去20年実績の平均値である1,114 m<sup>3</sup>/日の使用量を見込むとする。

イ 小口需要予測について過去20年の平均値を採用する合理性がないこと

しかし、訴状でも述べたとおり、佐世保市の工場用水の小口需要は明らかに減少傾向が確認できる。

平成24年水需要予測によれば、平成10年度から同23年度までの14年間で小口需要の実績は4割も減少しており、2006年度以降の実績値として1,000 m<sup>3</sup>/日を超えた年度は一度もない（甲B第1号証p51）。

それにもかかわらず、佐世保市は、平成24年水需要予測において、「現状は渇水の影響を強く受けており、最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高い」（同p52）というが、そんなことが言えるわけがない。佐世保市

は、客観的事実を無視した結論ありきの需要予測をしているだけである。事実、佐世保市の工場用水の需要予測と実績は大きく乖離しており、佐世保市のかかる予測に何らの合理的根拠がないことは明らかである。

#### ウ 小括

「過去実績に時系列傾向が確認できない」という佐世保市の主張は全くの虚偽である。それは単に「佐世保市が望んでいる『平成 36 年には大きく上昇する』という傾向」を確認できないに過ぎない。

業務・営業用水のところでも述べたが、工場用水も、人口が減少する佐世保地区では伸びないのである。

したがって、過去 20 年の平均値を採用することは、明らかにある結論を導くためのごまかしである。

#### (5) 佐世保市の工場用水の需要予測は、過去も合理性のない予測を繰り返してきたこと

ア 第 2 で詳細に述べたように、佐世保市の本件事業の必要性を作出するための結論ありきの需要予測はこれまで繰り返し行われている。

第 2 で言及した 5 つの年度の予測をみると、その予測数値や算定根拠は毎回大きく変更され、しかも、その後の実績と比較して大きく乖離している。それは、とりもなおさず、佐世保市の水需要予測が何ら客観的かつ合理的な根拠に基づかないで実施されたことを如実に示している。

イ 例えば平成 16 年水需要予測（目標年度は平成 29 年度）では、大口需要について、特に理由も付さず、過去 20 ヶ年の実績の内、2 番目に大きい値を丸めた 3,000 m<sup>3</sup>/日と設定し、また小口需要については、トレンド式及び回帰分析の各方式とも、現況よりも緩やかな伸びの傾向を示し、大きな差異はなく、都市計画と関連がある回帰分析を採用したとして、毎年 20～40 m<sup>3</sup>/日程度直線的に漸増していく予測をたて、目標年度は 1,596 m<sup>3</sup>/日と設定し、新規計画

分を含めて合計で 5,111 m<sup>3</sup>/日と予測している(甲 B 第 11 号証 p39)。

しかし、この需要予測は、一見ただけでその根拠に合理性のないことが明白であるが、事実として、2009 年度(平成 21 年度)以降は、工場用水の実績は減少する一方であり、その需要予測と実績値は 1 日あたり約 1,700～3,300 立方メートルと著しい乖離が生じている。

ウ また平成 19 年水需要予測(目標年度は平成 29 年度)では、大口需要(SSK)については、「今後景気回復に伴い、水量が増加していく可能性があることから、現在よりもある程度の水量増を見込む必要がある。このため、平成 6 年の大渴水の影響を受けていない過去の実績を含めた 20 ケ年の実績の内、2 番目に大きい 2,534 m<sup>3</sup>/日を丸めた 2,600 m<sup>3</sup>/日を目標年度に設定し、途中年度は実績値と直線的に補完することにより設定する」(甲 B 第 3 号証 p35)とし、また小口需要についても、「トレンド式による推定を行ったが、いずれも妥当な推定式は得られなかった。過去 20 ケ年の実績の内、2 番目に大きい 1,695 m<sup>3</sup>/日を丸めた 1,700 m<sup>3</sup>/日を目標年度に設定し、途中年度は実績値と直線的に補完することにより設定する」(同 p33 頁)として、結論的に大口需要(SSK)及び小口需要いずれも過去 20 年実績のうち 2 番目に大きい数値を採用し、合計で 5,245 m<sup>3</sup>/日と予測している。しかし、この需要予測もまた、一見ただけでその根拠に合理性のないことが明白であるが、事実として、2009 年度(平成 21 年度)以降は、工場用水の実績は減少する一方であり、その需要予測と実績値は 1 日あたり約 800～2,800 立方メートルと著しい乖離が生じている。

エ 需要予測のたびに予測値や算定方法、算定根拠が変遷すること

これまで述べてきたように、各予測をするたびに予測手法等が変更されている。おそらく、毎回「あの方法では傾向が明らかにならなかったなのでこの

方法を採用する」としているはずであるが、要するに「前回と同じ手法では全く伸びないことになる」から、別の方法を採用しているに過ぎない。

#### (6) 小佐々地区

工場用水の予測でも、小佐々地区を加えており、先に業務・営業用水で述べたとおり不合理である。

#### (7) 小括

結局、繰り返し行われてきた佐世保市の工場用水の需要予測は、常に何ら客観的で合理的な根拠のないでたらめなものであり、それを裏付けるように、当然その後の実績値とも大きく乖離している。そして、それは、平成 24 年水需要予測も全く例外ではなく、これまでと同様に、あるいはこれまで以上にひどいものとなっている。

なぜこのようなでたらめな需要予測が繰り返されてきたかは、「石木ダムを建設する必要性を作出する」という目的のために行われた予測だからであることはもはや疑いようのない。

### 7 中水道について

第 2 で指摘したように、合理的理由もなく、中水道を 150 m<sup>3</sup>/日に下げている。

甲 B 第 1 号証 p58 では「近年は需要が 50 m<sup>3</sup>/日で推移しており、増加が見込めない」としている。

しかし、その傾向は平成 19 年水需要予測でも同じであり、平成 24 年水需要予測のみ、急に 350 m<sup>3</sup>/日も減少させる合理的理由とはならない。

そもそもなぜ、中水道の将来予測には、佐世保市のお家芸である「いろんな理由をつけて、増加すると予測できる」としなかったのであろうか。中水道は、佐世保市の努力次第で増やすことはできる。少なくとも企業や工場を予測通りに誘致したり、日本経済あるいは世界経済を上向かせたりすることに比べれば、赤子の手をひねるごとく容易である。

## 8 負荷率について

これも第 2 で指摘したように、先に結論ありきである。

負荷率の設定に関する平成 16 年水需要予測，同 19 年水需要予測，同 24 年水需要予測の「変遷」を見れば、「初めに結論ありき」は明らかである。

負荷率は，第 2 で見てきたように上昇傾向少なくとも現状維持傾向にある。それは佐世保市の努力であるし，佐世保市民の税金で支えられているものである。

その実績を無視して，12 年も前の値に固執するのは，それが恣意的であることを別にしても，佐世保市の上水道政策と矛盾している。にもかかわらず平成 11 年の数値にこだわるのは，それを使わなければ石木ダムが必要という結論にならないからである。

## 9 利用量率

(1) 利用量率の問題点は，すでに第 2 で指摘したとおりである。

(2) 被告佐世保市は，「どのような数値を設定するか裁量の範囲」というかもしれない。

(3) しかし，原則として，実績値を利用すべきである。実績値は 97 パーセント前後である。

そしてこれまでの計画ではすべて，実績値をもとにした 95 パーセント前後とされており，本件認可計画のみ，90 パーセント程度にされており，明らかに不合理である。

(4) しかも，従来と明らかに違う数値を採用している以上，それを採用する合理的理由がなければならぬ。合理的説明ができないならば「その数値が都合がいいから」しかありえない。それはすなわち，何度も指摘するように，「結論先にありきの数字合わせ」である。従来と同じ 95 パーセントでは，「4 万 m<sup>3</sup>/日」という数字が出てこないからである。利用量率を 90 パーセントとしたことは，明らかに，まず先に 4 万 m<sup>3</sup>/日という数字があったからである。



(5) それは、実際に、利用率は、「90.14 パーセント」という半端な数値を採用していることから明らかである。

平成 24 年水需要予測で作り出された「一日最大給水量 105,461m<sup>3</sup>/日」という数字と、「石木ダムの利水量 4 万 m<sup>3</sup>/日」という数字が先にあり、前者から後者を導き出すためには、利用率が「90.14 パーセント」でなくてはならないから、この数値を採用したのである。

これは絶対に間違いないし、被告佐世保市といえども否定できない。上記の論理以外では、「90.14 パーセント」という中途半端な値は出てこないからである。

(6) したがって、本件認可計画は、佐世保市の平成 24 年水需要予測の一日最大給水量を前提にして、「4 万 m<sup>3</sup>/日のダムを造るために、利用率を設定した」という論理に基づくものである。結論先にありき、以外の何物でもない。

## 10 保有水源関係

### (1) 問題の所在

ア 現在の佐世保市の水源、種別、及びその量

現在、佐世保市は、下記 4 種類の水源を有している。この点については、争いはない。

(ア) 河川法 23 条の許可を受けた水源 77,000 m<sup>3</sup>/日

\* 山の田ダム、転石ダム、相当ダム、菰田ダム、川谷ダム、下の原ダム、川棚取水場、相浦川取水場、小森取水場

(イ) 慣行水利権 22,500 m<sup>3</sup>/日

\* 三本木取水場、四条橋取水場

(ウ) 暫定豊水水利権 5,000 m<sup>3</sup>/日

\* 川棚川暫定豊水取水

- (エ) 湧水 1,000 m<sup>3</sup>/日  
\* 岡本水源地  
(オ) 合計 105.500 m<sup>3</sup>/日

イ 原告らの主張

原告らは、「このように、現在、水源が 105,500 m<sup>3</sup>/日確保されているので、これをすべて使用するならば、少なくとも前記イの慣行水利権を利用するならば、仮にある程度将来的に水需要が増えても、また過去と同レベルの渇水が生じて、何ら水不足ではない(少なくとも石木ダムを作るほど水不足ではない)」と主張している。

ウ 被告佐世保の主張

これに対して、被告は、答弁書で以下のような主張をしている。すなわち、「水道は不断に供給することが求められることから、これに用いる水道水源も、確実に取水できることが求められている。水道事業の認可申請について定めた水道法 7 条に基づく水道法施行規則 1 条の 2 では「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を示すことが求められており、認可の基準を定めた法 8 条に基づく水道法施行規則 6 条では「取水にあたって河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。」とされている。被告佐世保市では、この水道法の認可の条件を満たしている水源を「安定水源」、これ以外の確実な取水が望めない水源を「不安定水源」と位置付けているものである。確保している安定水源のみでは給水量に対して不足していることから、不安定水源からの取水でこれを補っているが、取水の不確実さから、過去において幾度も渇水に陥っているものである。従って、石木ダム建設によって安定水源を確保し、不安定水源への依存を解消することとしている」(答弁書 p 14 アンダーライン及び太字は引用者)。

エ 被告佐世保市の主張の整理と問題の所在

(ア) 「不安定水源」とされる水源

被告佐世保市は、水道法の認可の条件を満たしているかどうかで「安定水源」「不安定水源」と区別しているようであるから、「三本木取水場、四条橋取水場の慣行水利権」、「川棚川暫定豊水取水の暫定豊水水利権」、「岡本水源地の湧水」の3種類が、「不安定水源」となり(以下それぞれ「本件慣行水利権」「本件暫定豊水水利権」「本件湧水」という)。

(イ) これは要するに、「水道法の認可条件を満たしている水源」を「安定水源」と、「それ以外の水源」を「不安定水源」と、佐世保市が勝手に名付けている、ということである。

これは、佐世保市が勝手にそのようなレッテル張りをしているという主張であり、完全に形式面に対する説明に過ぎない。

「水道法の認可条件を満たしている水源」を『安定水源』、「それ以外の水源」を『不安定水源』と名付けようが、前者を『認めざるを得ない水源』、後者を『ごまかせる水源』と名付けようが、それは、名付けるものの勝手であり、第三者がとやかく言うものではない。なぜなら、そのレッテル張りは、実際は何も内実を伴っていないからである。

原告らが指摘するように、「不安定水源」という術語はなく、被告佐世保市の造語である。「不安定水源」は、よく言えば「本件事業特有の用語」、実は「人々を騙すためのウソのレッテル」(後述)、である。

(ウ) このように、河川法23条あるいは水道法6条ないし8条に関する記述は、「不安定水源」の内容をなんら規定するものではない。

従って、被告佐世保市自身が、「不安定水源」の内容を特定しなければ、議論はかみ合わないことになるが、答弁書を見る限り、「内容による区別」ではないとしか考えられない。

先に引用したように、答弁書では「この水道法の認可の条件を満たしている水源を「安定水源」、これ以外の確実な取水が望めない水源を「不安定水源」と位置付けているものである」としているに過ぎない。

これは「被告佐世保市の都合の良いもののみを『保有水源』とする」と同義でしかない。

(エ) 以下では、慣行水利権について一般論を述べたうえで、被告佐世保市の答弁書における主張がいかにも不合理で恣意的なものであるか、明らかにする。

## (2) 水利権について

### ア 国土交通省の説明

水利権について、被告佐世保市は答弁書の中で詳しい説明をしてきていない。

そこで国土交通省のホームページ(甲 B 第 18 号証の 1 および 2)を引用して、まず概略を説明する。

(ア) 「水利権」は慣用語であること

甲 B 第 18 号証の 1 によると「水利権とは、特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のこと」である。

ただし、「『水利権』という用語は、法律上のものではなく、水利権について規定している法律である河川法の中には出てきません。水を利用する権利として従来よりこの呼び方が定着しているものです」との注釈がある。

本項では慣用に従い、「水利権」と表現していく。

(イ) 水利権の分類

甲 B 第 18 号証の 2 によると、水利権は、権利の安定性によって、3 種類に分類される(同号証 2 枚目)。

## A 安定水利権

水利権許可の一つの基準として、基準渇水流量（10年に1回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量（年間355日流量）をいう）から既得権利者の水利権量及び河川管理上必要な水量を控除し、この控除した結果得られた残余の流量に比して、申請された取水量が当該流量の範囲内である場合に、新規に水利権が許可されるというもの

このようにして許可された水利権は、取水が安定的に継続されることから「安定水利権」と呼ばれている。

## B 豊水水利権

取水の許可条件として、河川の流量が一定流量を超える場合に限り取水できるとされている権利。

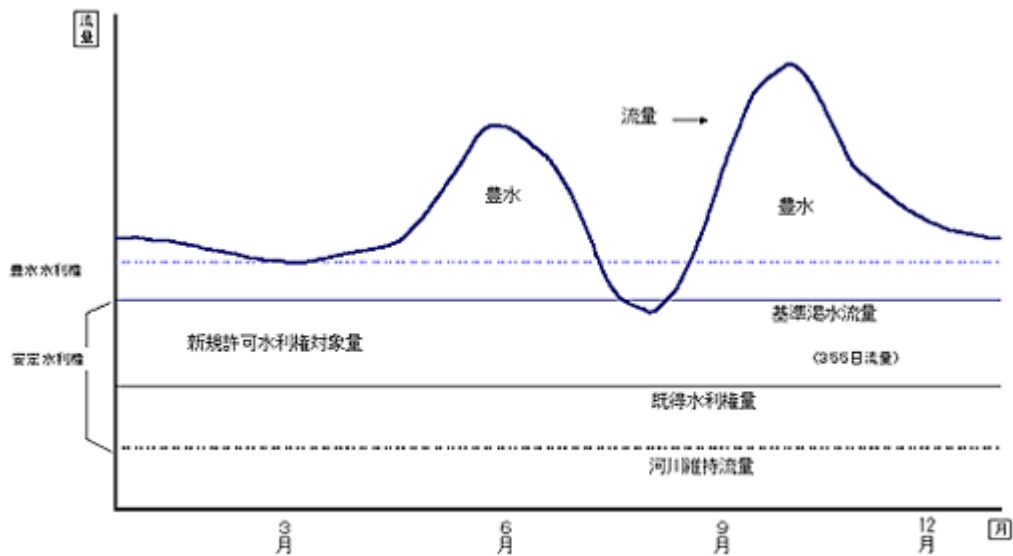
安定水利権が基準渇水年において通年取水することが可能であるのに対し、豊水水利権では、通年取水が不可能であり、また、渇水年などの流況が悪い年においては、取水可能量が減少する(アンダーラインは引用者)。

この豊水水利権には、豊水(基準渇水流量を上回る部分の流量。なお、この他に、年間95日を下らない流量を豊水流量と呼ぶことがあるので、注意が必要)時にしか取水できない等の問題点が指摘されている。

## C 暫定豊水水利権

ダム等によって生み出される水量を期待して水利権申請を予定しているところ、ダムがまだ完成していないことから、水道用水等の需要が現実が発生しているにもかかわらず、安定的な水利用が行えない場合がある。このように社会的要請により緊急に用水を必要とする場合には、許可期限が到来したら失効する旨の失効条項及び基準渇水流量を超える場合に限りその超える部分の範囲内で取水することができる旨の豊水条項を附して、暫定的な水利権が許可されることがある。このような水利権を、暫定

豊水水利権と呼ぶ。暫定豊水水利権は、豊水水利権に内在する不安定性の外に、権利の存続性の面でも安定性を欠いている(アンダーラインは引用者)。



(ウ) 水利権の内容

水利権の種類は、上記の3種類しかない。

上記3種類は、いずれも許可を必要とするものであり、その意味で許可水利権である。もっとも、国(特に国土交通省)の立場は、「水利権」とは、「この河川法23条の許可を得て河川の流水を占用する権利」であるから、「許可を受けない水利権」は存在しないことになり、「許可水利権」という表現は、屋上屋を重ねるものである、ということになるようだ。実際、甲B第18号証あるいは被告答弁書等では、「河川法23条の許可を受けている水利権」を単に「水利権」としている記載が多く見受けられる。ただし、後述する「慣行水利権」との対比から、「許可水利権」と表現することが多く、

この「許可水利権」という表現も甲 B 第 18 号証には見られる。ただ、これは「慣用句」に近い表記のほずである(ただし同じ国土交通省関係の甲 B 第 19 号証参照)。

なお、甲 B 第 18 号証の 2 によると、河川の流水を占用する権利である「水利権」の具体的内容は、その許可に附された「水利使用規則」(水利使用の許可の内容及び条件を定めたもの)によって定まっている。一般的に、水利権の内容となるべき事項は、①目的河川、②占用の場所、③占用の方法、④占用の量、⑤水力発電における落差、⑥流水の貯留における貯留量、⑦許可期間、などである。

(エ) 慣行水利権について

前記のとおり、水利権には 3 種類しかない。

すると、本項で論じようとしている「慣行水利権」はどのような位置づけとなるのであろうか。

国土交通省の甲 B 第 18 号証の 2 には、「いわゆる『慣行水利権』について」という欄がある(同号証 1 枚目末尾～2 枚目冒頭)。

それをそのまま引用する。

「旧河川法(明治 29 年公布)施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川(一級、二級、準用河川)として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利をいわゆる慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされます。」(アンダーラインは引用者)

つまり、「慣行水利権」と呼ばれているものは、許可を受けるまでもなく、許可を受けたものとみなされているのである。したがって、これも「許可水利権」の一種と言え、少なくとも「水利権」であることは間違いない。

ただ前記のように、慣用で、「慣行水利権」「許可水利権」等の表現がされることが多い。

#### イ 淀川河川事務所の説明

やはり国土交通所が所轄する「淀川河川事務所」のホームページには、用語の解説がある。

以下、各用語の説明を抜粋する(そのまま引用しているので「です・ます」調となっている)。

#### (ア) 水利権 (甲 B 第 19 号証の 1)

河川の流水を占有 (排他的・継続的に利用) できる権利です。

水利権は成立の由来等いくつかの観点から次のように分類されます。

##### 1. 成立の由来による分類

歴史的な経緯の中で成立した水秩序が社会的に承認を得た「慣行水利権」と新河川法 (1964 年施行) に基づいて河川管理者から許可される「許可水利権」とがあります。

##### 2. 使用目的による分類

水力発電用水利権, 農業用水利権, 水道用水利権, 工業用水利権など使用目的により区分されています。

##### 3. 権利の安定性による分類

安定水利権, 豊水水利権, 暫定豊水水利権に分類されています。

#### (イ) 慣行水利権(甲 B 第 19 号証の 2)

慣行水利権は、歴史的な経緯の中で水の事実上の支配をもとに成立した水利秩序が、権利として社会的に承認されたものです。慣行水利権は、河川, ため池, 溪流などについて発生しており, このうち河川については, 明治 29 年の河川法制定にあたり, 慣行水利使用が河川法上の権利として位置づけられました。さらに, 昭和 39 年の新河川法の制定の際にはこれらの



慣行水利使用が河川法上の許可を受けたものとみなされることになり、河川管理者に届け出ることとなっています(アンダーラインは引用者)。

河川法の手続きに基づき河川管理者から許可された水利使用許可を「許可水利権」といい、慣行水利使用が河川法上の許可を受けたものとみなされ届出により処理される「慣行水利権」と区別されています。

「慣行水利権」は「許可水利権」に比べその権利内容が必ずしも明確でないため、取水施設の改築や土地改良事業の実施等の機会に「許可水利権」に切り換えるよう取り扱われています。

(ウ) 許可水利権(甲 B 第 19 号証の 3)

河川法第 23 条において「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とされており、この規定により許可された流水の占有の権利を許可水利権といいます。河川法上水利権の許可が必要とされる河川は、一級河川、二級河川、および準用河川の三つです。

(エ) 安定水利権(甲 B 第 19 号証の 4)

ある河川からの取水において、その取水地点における取水量の最大が、当該地点の河川の基準濁水流量から正常流量（下流における他の水利使用者の水利権に対応した流量及び河川維持流量の計）を差し引いた量の範囲内であれば、その取水は安定的かつ継続的に可能です。この取水について許可された水利権を安定水利権といいます。

ただし、このように取水が安定的かつ継続的にできない場合であっても、条件付きで水利権が許可される場合があります。(豊水水利権、暫定水利権)。

ダム等の水資源開発施設を設置して取水が安定的かつ継続的に可能となった取水の許可も安定水利権となります。

(カ) 不安定取水(甲 B 第 19 号証の 5)

水源となるダム等の貯留施設が完成していないため、河川流量が豊富な時には取水が可能であるが、河川流量が少なくなる渇水時には取水することが困難となる河川からの取水をいいます。流量が基準渇水流量を超えたときのみ取水することができます(豊水水利権)。

水利権では暫定豊水水利権とされ、ダム等の貯留施設が完成するまでの間に限って暫定的に豊水水利を認めるもので、豊水条項・失効条項・劣後条項を付し、将来の水源確保が確実で、かつ緊急に必要なものに限って許可されます。

ウ 慣行水利権について

(ア) 以上のように、河川法(一級、二級及び準用河川)の慣行水利権とは、新河川法の制定前から存在していた水の事実上の支配をもとに、社会的に(あるいは新河川法で)承認された権利である。

新河川法によると、新河川法施行の日(昭和 39 年)から 2 年以内に、普通河川が新たに一級河川もしくは二級河川または準用河川の指定になった日から 1 年以内に、国土交通省令で定める様式により、流水占用の目的、占用している流水の量、占用のための施設等を河川管理者に届出することになっている。

そして、この届出がされたものは、河川法上の許可があったものとみなされるのである(ただし、届出のない慣行水利権も多い)。

(イ) なお、前記で引用した淀川河川事務所の用語解説では、慣行水利権について、「許可水利権に比べその権利内容が必ずしも明確でないため、取水施設の改築や土地改良事業の実施等の機会に、許可水利権に切り換えるように取り扱っている」とある。

ただしこれは旧建設省の見解であり、旧農林省の見解は違う。

すなわち、確かに、旧建設省河川局長通達「水利現況の把握」は、「慣行水利権について、かんがい面積、必要水量等その内容を明らかにするとともに、**機会を得てできるだけこれを許可水利権に切り替えること**」としている。

しかし、旧農林省は農業水利研究会「土地改良事業のための河川協議の実務」において、「河川改修に関連して農業用の取水施設が改修されるような場合は単なる取水施設のみに関係するもので受益地区の水使用を伴うものではなく、慣行水利権を許可水利権に切替える必然性はない」としている。

- (ウ) ただ、いずれにしても、少なくとも、旧建設省の見解に立ったとしても「**切り替える義務はない**」ことは留意が必要である。

エ 慣行水利権は、「安定水利権」であること

- (ア) 前記のように、慣行水利権は「許可されたもの」とみなされる。したがって、(許可)水利権と同等の権利性を有する。

またやはり前記のように、(許可)水利権は、権利の安定性による分類では、安定水利権、豊水水利権、暫定豊水水利権の三つしかない。

したがって、権利の安定性では、慣行水利権もこの三つのどれかに該当する。

- (イ) この点、まず、「ダム設置等を前提に認められる」暫定豊水水利権は、「新河川法の制定前から存在していた水の事実上の支配をもとに、社会的に(あるいは新河川法で)承認された権利」である慣行水利権と、本質において矛盾するので、慣行水利権が暫定豊水水利権ではないことは明らかである。

同様に、豊水の時にしか使えない豊水水利権とも、観念的にはともかく、現実的には矛盾する。

(ウ) したがって、慣行水利権は、とりもなおさず、安定水利権であることは明らかである。少なくとも安定水利権とされる(許可)水利権と同等の権利性を有することは明らかである。

(エ) さらに付言するならば、たとえば当該流域に、河川法 23 条の許可水利権と、慣行水利権が存在するところ、基準渇水流量を下回る渇水が生じ、両者が全量取水できるだけの流量がない時、決して、河川法 23 条の許可水利権が優先するものではない。両者は同等の権利として、権利調整を図ることになる。それは、「当該流域に複数の河川法 23 条の許可水利権が存在する場合」と、何ら変わるものではない。それが慣行水利権の「権利性」である。

### (3) 本件慣行水利権について

ア 前掲した、「本件慣行水利権」はいずれも相浦川から取水している。一つは「四条橋」(18,000m<sup>3</sup>/日)、もう一つは「三本木」(4,500m<sup>3</sup>/日)である(甲 B 第 22, 23 号証)。さらにこの相浦川からは、被告が言うところの安定水源である「相浦」(4,500m<sup>3</sup>/日)も取水されている(甲 B 第 24 号証)。

三つの取水口には、大まかにいうと、相浦川の上流(言うなれば山の中)が三本木、四条橋は街中、相浦は河口近くである。

イ 本件慣行水利権については、甲第 22, 23 号証で明らかのように、少なくとももの慣行水利権は、平成 12 年 6 月 8 日に河川法 88 条の届け出がなされており、内容的に明確である。

ウ 他方相浦川の許可水利権の内容は甲第 24 号証で明らかである。これによると、この許可水利権の期間は平成 20 年 3 月 31 日から平成 30 年 3 月 31 日までである(8 項)。そして甲第 25 号証の水利使用規則によると、この許可水利権は、それ以前の他の水利使用に支障が生じないようにしなければならない(第 4 条)し、更新の許可がされない場合があり、その場合は失効する(第 12 条)。

これを見れば、少なくとも本件慣行水利権がこの相浦川の許可水利権に法的に劣ることはあり得ないことは明らかである。

エ 上記のように取水口と取水量の定めがあるが、実際には佐世保市はこれまで、原則としてそれに従っているが、時には、「相浦川全体から一日 27,000 m<sup>3</sup>」という形で、取水してきた実績がある。これは本件慣行水利権と相浦の許可水利権が実質的に一体となっていることを意味する。したがって、原告らが言うように、慣行水利権と許可水利権は法的に同等であるし、また、慣行水利権だけが「安定した取水ができない」わけではない。

なお、安定水源である「相浦」(4,500m<sup>3</sup>/日)は、三本木と四条橋の慣行水利権の後に認可された水利権であるから、河川管理者が三本木 4,500m<sup>3</sup>/日と四条橋 18,000m<sup>3</sup>/日の慣行水利権を認めていることは自明の理である。

(4) 被告の主張の恣意性。

ア 前項までで述べたように、慣行水利権は、河川法上の許可があったとみなされる権利であり、許可水利権も慣行水利権もともに「安定取水」に属する。したがって、法律的に何ら区別はできない。

確かに、「豊水水利権」であれば、水量において年間を通して安定した取水は確保できないであろう(前記用語解説参照)。「暫定豊水水利権」もまた同様である。

しかし、少なくとも、慣行水利権は、「許可されたものとみなされる」のであるから、安定水利権であり、被告が言うところの「安定水源」と全く変わるところがない。実績及び実態も前項で述べたとおりである。

それにもかかわらず、被告佐世保市は、本件慣行水利権を、確かに「不安定取水」である「暫定的水利権」と一緒に「不安定水源」という独自のレッテルを張ることで、あたかも、後者同様に、安定して取水できないかのごと

き印象を与えて上で、保有水源から外しているに過ぎない。

しかし、**被告佐世保市の都合**以外には、外すことには何の合理性もない。

イ 水道法との関係について

(ア) 問題の所在

A 前述したように、被告佐世保市は、答弁書において、「水道事業の認可申請について定めた水道法 7 条に基づく同法施行規則 1 条の 2・・・，認可の基準を定めた法 8 条に基づく水道法施行規則 6 条では・・・『当該許可を受けている・・・こと』とされている。佐世保市は、この水道法の認可の条件を満たしている水源を安定水源、これ以外の確実な取水が望めない水源を不安定水源と位置付けている」と述べている。

B 前述したように、これは単なるレッテル針であり、実質的に区別する理由については述べていない。

ただし、被告佐世保市が「水道事業の認可を受ける際には、河川法 23 条の許可を受けている(あるいは受けることが確実である)水源があることが要求される。しかるに『不安定水源』は河川法 23 条の許可を受けていない。したがって、水道事業の認可を受ける際の水源とはならない。それ故、石木ダム建設事業の必要性を検討するに当たっては、『不安定水源』の水量を考慮することは許されない」これが「水道法施行規則 6 条(10 号)に該当するものを『安定水源』、それ以外の物を『不安定水源』と名付ける」と、主張するかもしれない(なお、この「」部分は、本件訴訟以外で、実際に被告佐世保市あるいは国が述べた内容である。

C しかし、たとえ被告佐世保市が、かかる主張をすとしても、それは明らかに誤りである。

以下、念のためにその点を明らかにしたい。

(イ) 誤りである理由 1 本件事業と水道法 8 条は無関係であること

A 水道法 6 条は「水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない」と規定する。

同法 7 条は「水道事業經營の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない」とし、この「その他厚生労働省令で定める書類」の中に、佐世保市が指摘する「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」が含まれる。

さらに、同法 8 条は「水道事業經營の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない」と規定し、同法施行規則 6 条 10 号は、確かに「取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合に於ては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確實であると見込まれること」を要求している。

B これらの規定は、その内容から明らかであるように、今から水道事業の申請を行う場合を前提としている。

上記の趣旨は、「今から水道事業を行うものに事業の認可をする際には、確実に水源が確保されている場合ではなくてはならず、河川法 23 条の許可が必要な場合は、その許可を受けていることが要求される」ということを意味しているにすぎない。

C ところで、佐世保市は、現に水道事業を行っているものであり、その認可を受けている。

したがって、本件事業の後に、改めて事業認可を受けるものではない。

それ故、水道法 6 条ないし 8 条の規定は、本件事業とは無関係である。

D 仮に、石木ダムを建設し、その増えた供給量に対して、新たに認可が必要だとして(そのようなことが要求されるとは到底思われぬが)、その場

合、新たな認可の対象となるのは、本件事業により、新たに増える水源(水量)についてであることは明らかである。

したがって、仮に、本当に仮にではあるが、本件事業後、水道法 6 条の新たな認可が必要であり、かつ、本件慣行水利権が、同法施行規則 6 条 10 号に該当しないとしても、何の関係もない。

(ウ) 誤りである理由 2 河川法 23 条の許可は不要であること

同法施行規則 6 条 10 号は「取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては」としている。

しかし、本件慣行水利権は、何度も述べるように、「水道法上 23 条の許可を受けている」とみなされている。

したがって、本件慣行水利権は、「取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては」に該当しない。

(エ) 誤りである理由 3 許可を受けていること

上記のように、本件慣行水利権は、「水道法上 23 条の許可を受けている」とみなされている。

したがって、「許可が必要な場合にあった」としても、許可を受けていることになる。

ウ 佐世保市の水源不足について

(ア) 被告佐世保市は、「近年の異常気象の進行によって、年間降水量は減少傾向を辿っており、渇水のリスクは高まってきているものと考えられ、早急に安定水源を確保する必要がある」と答弁書で述べる(答弁書 p16)。

答弁書ではあまり強調していないが、裁判外では、平成 19 年渇水をことさら取り上げて、「石木ダムが必要である」という宣伝をしている(とはいってもその実態は、給水圧を若干調節しただけで、市民の生活に実質的な障害をもたらすことはなかった)。



(イ) しかし第一に、現在、平成 19 年と同じ雨水状況であっても、渇水被害は出ない。第二に、そうは言っても、平成 19 年と同じ雨水状況であれば、確かに利用できる水の量は平常時よりは減少する。それは原告らも否定しない。

しかしその対策として、石木ダムは必要ではない。

被告佐世保市は、① 現状では 10 年に一度程度渇水があること、② 「不安定水源」を除外すること、から石木ダム建設の必要性を説こうとしている。しかしこれまで述べたように、②はまったく不合理の理屈であり、単に石木ダムを建設するために作り出されたでたらめな理屈である。

(ウ) 10 年に一度程度の渇水が起こるとしても現在は水の使用量が大幅に少なくなっている。河川水からの取水を優先して貯水池の温存策を図っている現在の運用では貯水率が 90%以下になったことがない。生活に支障を来さない範囲での節水をこれまで通りに進め、下水処理水の有効利用に本気で取り組み、あわせて現在の原水取水運用を続けるならば、10 年に一度程度の渇水時にも佐世保市民が水道水不足を来すことはあり得ない。

莫大な費用をかけ、地権者の基本的人権を侵害して、過剰な水を生み出す「石木ダム建設」はまったく必要ないのである。

(エ) これまで述べたことからおのずと明らかになるが、被告佐世保市の**利水における石木ダム建設必要性の「キーポイント」は、「不安定水源を保有水源から除外すること」にある。**

本書面で、佐世保市の平成 24 年水需要予測が「結果ありきのでたらめな予測である」と批判してきたが、実は、そのでたらめな平成 24 年水需要予測を前提にしても、仮に「不安定水源を保有水源から除外」しなければ、石木ダム建設の必要性は導けない。

逆に、「不安定水源を保有水源から除外」しさえすれば、現状ですでに

「28,500m<sup>3</sup>/日」（「不安定水源」の水量）足りないことになるから、（4万トンにこそならないが）「3万トン/日規模の水供給施設が当然に必要な」ということになってしまう。

だから、被告佐世保市は必死になって、本件慣行水利権を何とか保有水源から除外しようと画策し、これまで見てきたようにでたらめで、不合理でかつ恣意的な理屈を述べているのである。

## (5) 総括

ア 本件慣行水利権は、許可水利権と同等、実際はそれよりも強い法的効力を持つ。

イ したがって、本件慣行水利権は、法的には、取水できる権利を有する。

ウ 本件慣行水利権が、水道法施行規則 6 条 10 号に該当しようがしまいが、石木ダム事業を行う時に、「現在の安定した水源(供用水量)」から排除しなければならぬ理由は何もない。

エ 平成 19 年度の渇水時に、本件慣行水利権の全量は取れない事態が生じたことは否定しないが、それは被告が「安定水源」としている他の水利権も同じである。

オ かかる渇水対策としては、現在の水道とのつきあい方を続けることで充分対応できる。下水処理水の再利用に本気で取組めば更に余裕が生じる。「石木ダムを作らない限りどうしようもできない」状況では全くない。

カ 石木ダムは、本件慣行水利権が「ないもの」として扱わない限り、その建設の必要性が出てこない。

キ しかし、本件慣行水利権が「ないもの」として扱うことに、合理的理由は何もない。

ク 「不安定水源」という概念は、まさしく、石木ダムを作るために作り出された虚構の論理である。もう一度その「悪質な理屈」を整理する。

(ア) 「不安定取水」の悪用

- A 許可水利権は、安定水利権、豊水水利権、暫定豊水水利権の三つに分類され、また豊水水利権及び暫定豊水水利権は講学上「不安定取水」とされている。
- B 「河川法 23 条の許可を得ているもの」と、「そうでないもの」という勝手な分類をする。
- C 「河川法 23 条の許可を得ていないもの」を「不安定水源」という勝手な造語でレッテルを張る。「不安定水源」とされるものには、講学上の「不安定取水」である本件暫定豊水水利権が含まれていることから、「不安定水源」＝「不安定取水」という印象を与える。
- D 更に、慣行水利権が、「河川法 23 条の許可があったものとみなされていること」を故意に隠す。
- E その結果、本件慣行水利権＝「不安定取水」＝「年間を通じて安定して取水できない権利」と思い込ませる。

(イ) 石木ダムの必要性を検討する際に全く無関係である水道法 6 条ないし 8 条の規定を悪用。

- A 水道法 6 条ないし 8 条関係で、「河川法 23 条の許可を受けている水源」が必要とされている。
- B 本件慣行水利権は河川法 23 条の許可を受けていないことを強調
- C 本件慣行水利権では、水道法 6 条ないし 8 条の認可を受けられないと言い張る。
- D やはり、ここでも慣行水利権が、「河川法 23 条の許可があったものとみなされていること」を故意に隠す。
- E その結果、「本件慣行水利権では、水道法の許可を受けられない。それ故、水源として、評価することは許されない」と思い込ませる。

(ウ) 上記で「思い込ませる」と表現しているが、被告佐世保市のやり方は、まさしくその通りである。

一部を省略することで「嘘はついていない」と言い訳するとともに、知識の乏しいものが誤解するように誘導しているのである。

これこそ今はやりの「印象操作」の典型例であり、まともな公権力団体のやることではない。

#### 第4 総括

以上詳しく述べてきたが、総括する。

- 1 佐世保市は、これまで、石木ダムがなければ佐世保市で水不足が生じる、という水需要予測をたびたび行ってきた。しかし各需要予測の変遷や実績値とのかい離を見れば、そこで予測されている内容の正当性を論じるまでもなく、数合わせのための適当な予測であることが明らかになっている。
- 2 したがって、本件事業の利水面での基礎となっている平成24年水需要予測もまた、内容を検討するまでもなくでたらめで不合理なものとの推定が働く。
- 3 実際、平成24年水需要予測の中身を検討してみると、あの手この手で「石木ダム4万トン」の水需要を作出しようという企みが見て取れる。しかし残念なことに、これまでの実績が、明らかに水不足ではないがゆえに、そしてこれまで様々な手練手管でごまかしてきたがそれらの手法も使えないために、平成24年水需要予測は、それ以前の予測と比較してもその内容があまりにお粗末、不合理である。
- 4 「安定水源」「不安定水源」のレッテル貼りで、「保有水源」量を減少させようとする試みも、破たんしている。
- 5 従って、石木ダムから40,000 m<sup>3</sup>/日はもとより、全く水が来なくても、佐世保市の将来の水不足は生じない。もちろん10年に一度程度の渇水が来ても大丈夫である。

- 6 ダムの利水事業は、将来の水需要と保有水源との差が大きいときに認められるものであり、例えば「50年に一度の渇水対策のため」は、理由とならない。
- 7 従って、石木ダムが少なくとも利水面において、不要な事業であることは明らかであり、石木ダム事業は違法である。

以 上